

オーストラリアの2008年小麦輸出マーケティング法案

松尾 和成

【目次】

- I 小麦輸出制度改革の背景
 - II 問題の所在
 - III 法案の概要
 - IV 経過
 - 付1 小麦マーケティング制度の変遷
 - 付2 AWB社とそのグループ企業
- 翻訳：2008年小麦輸出マーケティング法

I 小麦輸出制度改革の背景^(ほり)

戦時の措置としては相応しいものであった国内の小麦のマーケティング制度と供給・価格の安定制度を継続しようとする企てが、第2次世界大戦の終結の後に行われた。1948年、連邦と州は、従来の制度を補足する小麦マーケティング法制を定めた。この法律は、オーストラリア小麦庁（Australian Wheat Board）を法定機関として設置し、そして、同庁に国内で生産されるすべての小麦を買収し、その小麦を国内市場と海外市場の双方で売りに出し、さらに小麦製品の輸出市場を統制する権限を与えていた。また、この法律によって、小麦生産者に対する価格保証が定められた。

オーストラリア小麦庁による窓口一本化（single desk: シングルデスク制）での販売を伴った法定の小麦マーケティングは、50年以上継続された。この期間に、同庁の価格保証、債務保証、小麦の国内管理価格及び全国プール制などに関し、多数の見直しや様々な法律の改正があった。

1989年、国内小麦市場は、完全に規制が撤廃され、その後政府による規制なしで、運営されてきている。このとき同時に、政府による生産者へ

の最低価格の保証政策は廃止され、代わりにオーストラリア小麦庁の債務の政府保証が導入された。

1999年、これまでのオーストラリア小麦庁の商業的な機能が、生産者が所有・支配する会社であるAWB社（AWB Ltd）に移された。これまでのオーストラリア小麦庁は、法人ではあるが、法定の役割を持つ小麦輸出公社（Wheat Export Authority）として存続することになった。この改正の目的は、規制機能と商業的な事業を分けることであった。同時に、政府による債務保証制度に終止符が打たれた。

輸出小麦の窓口一本化制度は、AWB社の子会社であるAWB(International) Limited（AWB(I)社）に対して、小麦輸出公社からの輸出許可を求める必要を免除し、さらに同公社に対してなされる、AWB(I)社以外の業者からのばら荷小麦の輸出の申請について、同公社への拒否権を与えるとの法改正で、維持された。AWB社は2001年8月、オーストラリア証券取引所に上場した。

2002年、再び法改正があり、小麦輸出賦課金（Wheat Export Charge）が同公社の運営を賄うために導入された。これに加えて、同公社は、AWB(I)社を監視するために、情報収集と報告の権限を強化された。

2006年12月、更なる改正が、2007年6月30日までの暫定的な期間に対して一連の変更を規定した。この暫定的な変更には、小麦輸出公社に対するばら荷小麦輸出の申請について同公社への拒否権をAWB(I)社から農林水産大臣に移したことも含まれている。

2007年6月、農林水産大臣に拒否権を移す措置は2008年6月30日まで延長され、また、2008年3月1日から同年6月30日まで有効な、新たな窓口

一本化で業務を行う者を指定する権限を同大臣に与える改正がなされた。さらに、この改正で袋詰め又はコンテナに収載する形での小麦輸出の規制が撤廃され、2007年8月27日から適用された。

2007年10月1日、小麦輸出の管理者である小麦輸出公社を廃止し、これに代えて輸出小麦コミッション（Export Wheat Commission : EWC）が設置された。

現在、1989年小麦マーケティング法（Wheat Marketing Act 1989）が輸出小麦マーケティング制度の法的基礎を与えている。この法律でEWCが創設され、またこの法律がEWCの機能と権限を定めている。EWCは、ばら荷小麦の輸出を管理し、小麦輸出に関してAWB(I)社の窓口一本化の業務遂行を監視し、その業務遂行から生じる利益について調査し、そして生産者に報告している。EWCは、交付した小麦輸出許可の条件の遵守についても監視し、またばら荷以外の輸出小麦の品質保証スキームの管理も行っている。

II 問題の所在^(注2)

ばら荷での小麦の船荷は、輸出小麦総量のおおよそ95%を占め、残りは袋詰めとコンテナ収載の形での船荷である。

現行制度の基本的な問題は、小麦輸出市場への参入の制約とその結果としての競争の欠如である。AWB(I)社のような窓口一本化の特権を持っているところは、ばら荷小麦の輸出許可を求める要件を免除されている。2006年12月までは、同社は、他の輸出業者からの輸出許可申請について拒否権を持っていた。これにより、同社はばら荷小麦を海外市場で売却するサービスの提供につき独占的地位を得ていた。

1989年小麦マーケティング法の「国家競争政策見直し（National Competition Policy Review）」

では、窓口一本化制度がオーストラリアの社会に正味の利益となることには、明確かつ信ずべき証拠は見られないどころか、マーケティングにおける技術革新及び穀物の輸送と取扱いにおけるコスト削減の双方にわたって抑制する結果を示す説得力のある証拠を見出したことを報告した。

現行の法規は競争の点でも生産者への利益還元点でも効果がないとして、小麦輸出マーケティングと結びついた問題に取り組むには政府の措置が求められている。すなわち、現行法規は競争を制約しているにもかかわらず、現行法規が生産者や業界に対する利益を最大にしているという証拠はない。さらに、市場発展での技術革新を抑圧し、また小麦だけでなく他の穀物のマーケティングと輸出に結びついたサービスにおいてコスト削減を実現することを妨げているという、意図せざる、しかし重大な結果を招来している。

EWCは、毎年、窓口一本化の運営でのAWB(I)社の業務遂行について生産者に対し報告を作成することを求められている。2007年の生産者報告は、リスク回避操作に際して生産者とAWB社との間に不当なリスク分担があった問題や備船業務で生産者に過剰なコストが発生したなどの問題を指摘し、関係者の注目を集めた。

さらに、それ以上の問題がある。つまり、世界市場でオーストラリアがばら荷小麦の唯一の売り手しか持っていないということは、窓口一本化を担当している会社に不祥事があった場合、特定の市場から排除されるリスクをもたらすことになる。これは窓口一本化制度に固有のものである。AWB(I)社が重要なイラク市場から排除されたのは、このリスクの証左である。

III 法案の概要^(注3)

1 ばら荷小麦輸出業者の認可制度

政府は、2007年の選挙公約の一環として小麦

マーケティング制度を改革するとの政策を発表した。

新制度では、新しい組織であるWheat Exports Australia (WEA) が、ばら荷小麦輸出の管理を行うためにEWCに取って代わる。WEAは、1997年財政運営及び説明責任法（Financial Management and Accountability Act 1997）に基づく庁となり、同法の求めるところにすべて従うことになる。WEAは、ばら荷小麦輸出のための輸出認可スキームを管理・運営する。

このシステムの下では、会社及び協同組合が、認可資格を満たすならば、認可された輸出業者となることができる。AWB社は何ら特別の地位を有せず、他の輸出業者と同じ基準で認可の申請をする必要がある。

認可の成否は誠実さと業務遂行のテストに合格するか否かにかかっている。そのテストが準拠すべき一般的な原則は法律で具体的に定めるが、WEAは、輸出の認可を発行するときは、それが妥当と考える特定の条件を課す権限を有する。

この取り扱い方は、オーストラリア漁業管理公社のような国の他の監督機関の認可方法と一致するものである。すなわち、同公社は、一般的な原則に基づき事業を行うが、漁業の認可に際しては特定の条件を課す権限を有している。

認可を受けようとする申請者は、以下の事項につきWEAが満足するまで証明する必要がある。

- ・申請者は、訴訟適格を有する法人であること
- ・申請者は、その債務を負担するのに十分な使用できる資産（金銭上及び経営上）を有していること
- ・申請者は、小麦輸出業を経営するのに適した方法をもっていること
- ・申請者は、基本的な法令上の義務を果たせること

WEAの経費は、現行の小麦輸出賦課金及び認可に関する申込みを処理するために要する実費である手数料で賄われる。

1989年小麦マーケティング法第67条に基づく袋詰め及びコンテナ収載での輸出のための品質保証スキームに対する現行要件は、新しい制度には含めない。

新しい制度は、新法である2008年小麦輸出マーケティング法（Wheat Export Marketing Act 2008）により定める。

2 アクセステスト

もし、ばら荷を取り扱う会社（及び輸出業者）が他の輸出業者に対して不可欠である取扱設備と貯蔵施設の利用を拒むことがあれば、小麦輸出マーケティング制度の改革の目的は減殺されることになる。

新しい法では、ばら荷小麦輸出の認可を受けた輸出業者で、ばら荷小麦用の港湾ターミナル施設を運営するものは、このサービスを認可を受けた他の輸出業者にも提供することを求められる。

この法のアクセステストは、2つの方式で行われる。2009年9月末日までの期間では、ばら荷小麦港湾ターミナル施設をもつ認可輸出業者は、このサービスを利用するための契約条件を公表することを命じられる。その認可輸出業者が公表された契約条件で他の認可輸出業者に利用の便を提供しない場合には、WEAはその輸出業者の認可を取り消すことができる。

2009年10月1日以降は、ばら荷小麦港湾ターミナル施設をもつ認可輸出業者は、正式なアクセス保証をオーストラリア競争及び消費者コミッション（Australian Competition and Consumer Commission：ACCC）に承認してもらうことが必要となる。

アクセステストを満たすことができない場合、それはばら荷小麦の認可輸出業者の認可の停止又は取消しの理由となる。

IV 経過

2008年小麦輸出マーケティング草案（Wheat Export Marketing Bill 2008）及び2008年小麦輸出マーケティング（廃止及び派生的改正）草案（Wheat Export Marketing (Repeal and Consequential Amendments) Bill 2008）が法案として議会に提出されるまでの経過は、次のとおりである。

2008年3月5日

2008年小麦輸出マーケティング草案（Wheat Export Marketing Bill 2008）及び2008年小麦輸出マーケティング（廃止及び派生的改正）草案（Wheat Export Marketing (Repeal and Consequential Amendments) Bill 2008）がパブリックコメントを求めて公表された。

2008年3月11日

同上の2つの草案が上院に提出された。

2008年3月12日

2つの草案は、調査のために上院地方・地域問題及び交通委員会に付託され、4月11日までに報告することを求められた。3月13日、上院は報告の日を4月24日に延長することを決定した。

2008年3月26日～4月22日

上院同委員会は下記の4回の公聴会を開催した。

- ・3月26日キャンベラ
- ・3月27日キャンベラ
- ・3月31日パース
- ・4月22日キャンベラ

2008年4月24日

同委員会委員長は、上院議長に調査の中間報告を提出し、最終報告は4月30日の予定を伝えた。

2008年4月30日

委員会の最終報告が上院議長に提出された。この報告は法案の提出までにいくつかの点での修正を勧告するものであった。

2008年5月29日

政府は、同委員会の勧告を容れ、修正を加えた法案を議会に提出した。

今後の議会審議で若干の修正が加えられることが想定されるが、この法案は、政府の希望どおり、7月1日の施行に間に合って成立する見込みである。

(付 1) 小麦マーケティング制度の変遷

1915 年	第 1 次世界大戦のさなか、首相を長とするオーストラリア小麦委員会が、暫定的な措置として設置された。これは、収穫からの収益の公平な分配の原則を掲げて農家から小麦を買い上げるためのものであった。強制的な小麦のプール制も施行された。この仕組みは第 1 次世界大戦中継続され、1921 年まで存続した。
1939 年	第 2 次世界大戦の勃発に伴い、1939 年国家安全保障法によって法定の機関としてオーストラリア小麦庁が設置された。この法律は、小麦の強制的な買い上げと、全国プール制による国内市場と輸出市場に対する価格固定とを認めるものであった。
1948 年 -1950 年	第 2 次世界大戦後のオーストラリア小麦業界の特徴となった小麦マーケティング制度が、1948 年小麦業界安定法によって初めてまとめられた。 この法律は、それまでの戦時立法の特徴を組み合わせたものであった。すなわち、生産者への価格保障、国内での消費者価格管理、価格安定化基金、強制的なプール制及び調整されたマーケティングである。それは、国内で生産されるすべての小麦を買収するオーストラリア小麦庁の権限と国内や海外でその小麦を売りさばく独占的な同庁の権利を守るものであった。1948 年から 1989 年までの間、小麦のマーケティング制度は定期的に見直された。これらの見直しの結果、生産者への保障価格の水準、支払い保証、管理された国内消費者価格及びプール制はそのたびに变化した。新しい小麦マーケティングに関する立法は 1979 年、1984 年、1989 年に制定された。
1986 年	1980 年代の地方の景気後退を受け、政府は、「穀物の貯蔵、取扱い及び輸送に関するロイヤルコミッション」を設置し、将来の需要に最も効率的かつ費用効率の高い穀物流通システムについて助言を求めた。このコミッションの勧告には、費用を最小限にするため、小麦の流通システムの規制撤廃が含まれていた。
1988 年	2 月、産業支援コミッションは小麦業界の 3 度目の見直しを行い、小麦業界への将来の支援に焦点を当て、16 の勧告を行った。それは、生産者やバイヤーが市場の情勢に柔軟に応じることを妨げている規制を取り除くことによって、小麦業界の競争力を改善することであった。
1989 年	政府は、オーストラリア小麦庁の強制的な小麦買い上げ権限を取り上げることによって小麦の国内市場の規制緩和を行った。また、小麦価格の支払い保証をやめた。オーストラリア小麦庁によって運営される小麦産業基金が設けられた。同庁は、小麦輸出に関し、窓口一本化 (single desk) による規制を保ち続けた。
1990 年代	業界と政府は、生産者の所有権と支配、自助努力及び全面的に商業ベースの市場へのアプローチに基礎を置く、将来の市場のあり方を決めるために、共同して作業を行った。

1999年	<p>1989年小麦マーケティング法の改正に基づき、これまでのオーストラリア小麦庁の商業的な役割は生産者が所有・運営する会社であるAWB社（AWB Ltd）に移された。そのAクラスの株式は、なお穀物をAWB社と全国プールに供給している生産者に割り当てられた。Bクラスの株式は、小麦産業基金の投資信託家に発行された。株式を発行したことで、AWBは生産者が所有・運営する法人となった。シングルデスクの制度は、AWB社の子会社であるAWB（International）（AWB（I））に残された。AWB（I）は、新たに設置された小麦輸出公社（Wheat Export Authority：WEA）が行う輸出管理から除外されており、またばら荷での小麦輸出の許可を求める、AWB（I）社以外の者の申請を拒否する権限を持った。</p> <p>WEAは、1989年小麦マーケティング法の改正法で規定された役割を始めた。それは、小麦の輸出に関し、AWB（I）社の業務遂行を監視し、またその業務遂行から生じた生産者への利益について調査・報告する義務であった。WEAの役割の一部は、AWB（I）社以外の輸出業者による袋詰めやコンテナ収載の小麦輸出の規制で、輸出許可の発行と許可条件の遵守の監視により行われた（袋詰めやコンテナ収載の小麦輸出は、これまでの実績では、小麦輸出総量の5%未満である）。</p>
2000年	<p>1989年小麦マーケティング法とシングルデスク制が、「国家競争政策」行動指針に基づく独立委員会によって見直しを受けた。この見直しでは、市場の情勢や流通機構の効率に及ぼすシングルデスクの影響について確固たる結論に達しなかった。その勧告には、1989年小麦マーケティング法に基づき2004年に予定されているマーケティングのあり方の見直しまでは、AWB（I）社のシングルデスクを維持することが含まれていた。その他の勧告には、WEAの輸出手続きの簡素化、2004年の見直し体制への提言があった。「国家競争政策」に基づく、シングルデスクによる小麦マーケティングのあり方の見直しは2010年に予定された。</p>
2001年	<p>AWB社は、8月22日そのBクラスの株式をオーストラリア証券取引所に上場した。AWB社の創業以来、生産者が所有する株式の比率は減少しており、AWB社は、さらなる資金調達によって、シングルデスクと全国プールの運営を超えてその事業を著しく多角化している。AWB社の子会社であるAWB（I）社が全国プール運営の直接の責任を負った。AWB社は、別の子会社であるAWBサービスを含めて、AWB（I）社の全国プール運営業務を支援して一連のサービスを同社に提供した。</p>
2003年	<p>6月に1989年小麦マーケティング法の改正が行われ、小麦輸出賦課金をWEAの事業のための基金の大きな財源とする規定が置かれた。小麦輸出賦課金は、すべての輸出小麦についてトン当たり0.22ドル（オーストラリアドル 2008年5月末現在、1オーストラリアドルは約104円）に定められ、10月1日から施行された。</p>

2004年	<p>2004年の小麦マーケティングの見直しでは、シングルデスクの管理者としてのAWB (I) 社の業務遂行を検証するほか、AWB (I) 社以外の輸出業者による袋詰め及びコンテナ収載の形での小麦輸出の管理並びにAWB (I) 社の業務遂行の監視及び報告でのWEAの実効性も検証した。この見直しでは、多くの勧告が出された。AWB (I) 社の管理方式、AWB (I) 社のAWB社からの独立、AWB社から提供されるサービスに対する対価のあり方等に関するものである。また、AWB (I) 社に対するWEAの監視の改善、袋詰め及びコンテナ収載の形での小麦輸出に対する簡素な長期にわたる許可システムの導入なども勧告された。</p>
2005年	<p>4月、政府は「生産性コミッションの国家競争政策改革の見直し」を公表した。この中で、「国家競争政策」行動指針のとおりに行うことができる限り速やかに、シングルデスク制度の将来について見直すことを勧告した。見直しは2010年までに実施することが求められた。</p> <p>2004年の小麦マーケティングの見直しに応じて、政府は、現行の小麦輸出制度を維持し、AWB (I) 社をシングルデスクの運営者として、またWEAを輸出の規制を行い、及び政府と生産者に対して保証を提供するものとしての枠組みをそのままとした。政府は、2004年の見直しの勧告に対し、各組織がその業務を改善する基礎として、原則的な支持を与えた。特に、AWB社からのAWB (I) 社の独立を進めるためのAWB (I) 社の再編と管理方式の改善、トップダウン方式によってWEAはAWB (I) 社の監視業務に重点をおくこと、袋詰め及びコンテナ収載の形での小麦輸出に対する簡素な長期にわたる許可システムの導入等である。</p> <p>10月、2004年の見直しに応える一環として、WEAはオンラインによる輸出許可申請システムを導入した。</p> <p>11月、政府は、国際連合の石油・食糧交換プログラムに関しオーストラリアの会社を調査するコール調査委員会を設置した。この中にはAWB (I) 社が含まれていた。</p>
2006年	<p>WEAは2004年の見直しで挙げられた勧告の大部分の実行を終えた。その他の勧告を実行するためには、1989年小麦マーケティング法の改正が必要であった。</p> <p>11月、コール調査委員会は、オーストラリアの会社と国際連合の石油・食糧交換プログラムに関する認定を報告した。</p> <p>12月、政府は、コール調査委員会への対応を発表し、暫定的に2007年6月30日まで、ばら荷小麦の輸出許可に対する拒否権をAWB (I) 社から農林水産大臣に移した。</p>
2007年	<p>1月12日、政府は小麦輸出マーケティング協議委員会の設置と4名の委員の任命を発表した。この委員会は、オーストラリアの小麦業界と、特に生産者と集中的な協議を行い、小麦輸出マーケティングに対する生産者のニーズを把握しようとするものであった。委員会は3月30日までに政府に報告することを求められていたが、3月29日に報告を提出した。</p>

5月22日、首相は、小麦マーケティング制度の変更を発表した。その概要は次のとおりである。

- AWB (I) 社が2007-08年度の収穫物を市場で販売する。
- ばら荷小麦輸出に対する拒否権は2008年6月30日まで農林水産大臣の下に置いたままとする。
- 生産者は、シングルデスクを運営する新しい法人を組織するために2008年3月1日までの期間が猶予される。
- WEAは、監査と報告のさらなる権限が与えられる。また、袋詰め及びコンテナ収載の形での小麦輸出については、規制を緩和する。

6月21日、議会は、2007年小麦マーケティング改正法案（Wheat Marketing Amendment Bill 2007）を可決、成立させた。この法案は、1989年小麦マーケティング法（Wheat Marketing Act 1989）を改正するもので、2007年5月22日に首相により公表されたオーストラリアの小麦マーケティング規制への変更を実施に移すものであった。

Wheat Marketing Amendment Bill 2007は、2007年6月28日に総督の裁可を受け、2007年8月27日から施行され、まず袋詰め及びコンテナ収載の小麦の輸出に影響を及ぼす改正があった。この改正の概要は次のとおりである。

- 農林水産大臣がAWBI社以外の者によるばら荷での小麦の輸出に対する暫定的な拒否権は、2008年6月30日まで延長する。
- 大臣が、2008年3月1日からシングルデスクを運営する会社を代えるという権限を含める。
- 監督機関であるEWCがその機能に関係のある情報及び文書をEWCがそのような情報又は文書を持っていると信じる者から提供を要求できることに権限を拡張する。
- 大臣がEWCの機能に関わる事項をEWCに命じて調査させ、かつその情報を必要な他の法執行機関及び監督機関に与えさせる権限を含める。
- WEAに代えて法定のコミッションであるExport Wheat Commissionを設置する。
- 袋詰め及びコンテナ収載の小麦輸出の規制を撤廃し、オーストラリアの小麦の評判を守るための新しい品質保証要求を規定する（2007年8月27日月曜日から施行）。

（出典）Wheat Export Authority (WEA) “Australia’s Wheat Marketing Arrangements A timeline”

〈<http://www.wea.gov.au/AboutWEA/History.html>〉

から筆者作成

(付2) AWB社とそのグループ企業

AWB社は、オーストラリアの主な農業関連産業で、本国以外にインド、ブラジル、スイス、シンガポール、中国及び日本に500以上の拠点をもち、2,200人以上の従業員を擁している。

AWB社、AWB(International) Limited (AWBI) 又は AWB(I) AWB (Australia) Limited (AWBA) の3社は、1999年に実施された1989年小麦マーケティング法の改正に伴い、オーストラリア小麦庁の民営化によって設立された。

AWB社とその主要なグループ企業は次のとおりである。付2の記述は、主としてAWB社のホームページ^(注4)による。

- ・ AWB Limited 持ち株会社として、合併事業の投資物件及びプロジェクト並びに株主の出資への見返りとなる収益をあげること等について責任を持っている。
- ・ AWB (International) Limited 1989年小麦マーケティング法に基づき AWB 全国プール制の運営とシングルデスクシステムによるばら荷小麦の輸出について責任を持っている。
- ・ AWB (Australia) Limited 国内での小麦やその他の穀物の取引及び小麦以外の穀物の輸出について責任を持つ。
- ・ AWB Services Limited 資産管理 (建物、IT ソフトウェア・ハードウェア等) や職員を含み、AWB グループの運営を支援するのに必要な管理業務や企業インフラを提供している。
- ・ AWB Harvest Finance Limited 小麦輸出入取引のための金融及び金融リスク管理を生産者に提供する。
- ・ AWB Commercial Funding Limited AWB 社の子会社向けに融資等を提供する。

- ・ AWB Riskassist Limited 生産者向けにリスク管理サービス、特に外貨リスクと生産物リスクの管理サービスを提供する。
- ・ AWB GrainFlow Pty Ltd AWB 社の供給チェーンと物流サービスを運営する。また、生産者向けに最新のばら荷穀物の取扱い施設の提供も行う。同社は、ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州、クイーンズランド州に21の穀物センターを所有している。
- ・ Landmark Operations Limited クイーンズランド州を除くオーストラリアのランドマークを経営する。オーストラリア全土に400の拠点をもち、金融、保険、不動産、生産物売買、農機具販売などをオーストラリアの農家 (羊毛や家畜など他の農業分野も含む) に提供している。
- ・ Landmark (Qld) Limited クイーンズランド州のランドマークを経営する。

注

*インターネット情報はすべて2008年5月31日現在である。

(1) この章は、主としてオーストラリア農林水産省 “WHEAT EXPORT MARKETING BILL 2008 EXPLANATORY MEMORANDUM” <http://parlinfoweb.aph.gov.au/piweb/view_document.aspx?ID=3019&TABLE=EMS>に基づき記述した。

(2) 同上

(3) 同上

(4) AWB Limited. “Corporate Structure” <<http://www.awb.com.au/aboutawb/corporate/corporatestructure/>>

(追記)

脱稿後次のような動きがあった。「2008年小麦輸出マーケティング法」は、6月30日、総督の裁可を受け、政府の予定通り7月1日から施行された。法案は、5月29日に議会で提出され、下院を6月4日に通過したが、上院では6月19日に修正のうえ議決された。6月23日、上院からの回付案に下院が同意し、成立の運びとなったものであ

る。したがって、法案と成立した法の間には若干の異同がある。併せて提出されていた「2008年小麦輸出マーケティング（廃止及び派生的改正）法」は、原案どおりに成立し、同じく、6月30日、総督の裁可を受け、7月1日から施行された。

(まつお かずなり・海外立法事情調査室)

2008 年小麦輸出マーケティング法案
(2008 年法案第 08089 号)

Wheat Export Marketing Bill 2008
(No. 08089, 2008)^(注 1)

松尾 和成訳

【目次】

第 1 編－序

- 第 1 条 略称
- 第 2 条 開始
- 第 3 条 目的
- 第 4 条 簡単なあらまし
- 第 5 条 定義
- 第 6 条 違反への関与

第 2 編－小麦輸出認可スキーム

第 1 部－小麦輸出認可スキームの遵守

- 第 7 条 小麦輸出認可スキームの遵守

第 2 部－小麦輸出認可スキームの策定

- 第 8 条 小麦輸出認可スキーム
- 第 9 条 小麦輸出認可スキームに基づく行政上の決定

- 第 10 条 申請手数料

- 第 11 条 認可の譲渡禁止

- 第 12 条 認可の存続期間

第 3 部－認可資格

- 第 13 条 認可資格

第 4 部－認可の条件

- 第 14 条 認可の条件
- 第 15 条 条件－年次輸出報告
- 第 16 条 条件－年次遵守報告
- 第 17 条 条件－届出事項についての報告
- 第 18 条 認可の条件の遵守

第 5 部－認可の取消し

- 第 19 条 認可の取消し
- 第 20 条 民事制裁命令及び取消し
- 第 21 条 取消し後報告

第 6 部－認可の放棄

- 第 22 条 認可の放棄

第 7 部－認可小麦輸出業者の登録

- 第 23 条 認可小麦輸出業者の登録

第 8 部－アクセステスト

- 第 24 条 アクセステスト－港湾ターミナルサービス

第 3 編－情報収集及び監査の権限

第 1 部－WEA は認可小麦輸出業者から情報及び文書を得ることができる等

- 第 25 条 WEA は認可小麦輸出業者等から情報及び文書を得ることができる

- 第 26 条 文書の複写－補償

- 第 27 条 文書の複写

- 第 28 条 WEA は文書を保持できる

第 2 部－WEA のその他の情報収集権限

- 第 29 条 情報及び文書を要請する権限

- 第 30 条 報告を要請する権限

第 3 部－認可小麦輸出業者の外部監査

- 第 31 条 WEA は外部監査を命じることができる

- 第 32 条 外部監査人

第 4 編－調査

- 第 33 条 大臣は調査を命じることができる

- 第 34 条 調査についての報告

第 5 編－Wheat Exports Australia

第 1 部－WEA の設置、機能、権限及び債務

- 第 35 条 Wheat Exports Australia

- 第 36 条 WEA の機能

第 37 条	WEA の権限	による監督を受けない
第 38 条	WEA の債務は国の債務である	
第 2 部	WEA の構成及び構成員資格	第 6 編
第 39 条	WEA の構成	決定の見直し
第 40 条	WEA の構成員	第 67 条
第 41 条	WEA の構成員の任命	簡単なあらまし
第 42 条	WEA の構成員の任期	第 68 条
第 43 条	WEA 議長代理	決定は WEA の再審議を受けることが きる
第 3 部	WEA の構成員に対する契約条件	第 69 条
第 44 条	報酬	決定の再審議の申立て
第 45 条	所管大臣への利益の開示	第 70 条
第 46 条	WEA への利益の開示	WEA による再審議
第 47 条	休職	第 71 条
第 48 条	辞職	再審議の期限
第 49 条	解職	第 72 条
第 50 条	その他の契約条件	行政控訴審判所による審査
第 4 部	WEA による決定	第 7 編
第 51 条	会議の開催	秘密情報の保護
第 52 条	会議の主宰	第 73 条
第 53 条	定足数	保護を受ける秘密情報
第 54 条	会議での票決等	第 74 条
第 55 条	会議の運営	秘密情報の保護
第 56 条	会議録	第 8 編
第 5 部	委任	民事制裁命令
第 57 条	WEA による委任	第 75 条
第 6 部	WEA 特別会計	簡単なあらまし
第 58 条	WEA 特別会計	第 76 条
第 59 条	WEA 特別会計への与信額	民事制裁命令
第 60 条	WEA 特別会計の使途	第 77 条
第 7 部	WEA の職員等	民事制裁命令を求めることができる者
第 61 条	職員	第 78 条
第 62 条	WEA を援助する者	2 つ以上の事件を同時に審理することが できる
第 8 部	計画及び報告の義務	第 79 条
第 63 条	組織の計画	命令申立ての期限
第 64 条	年次報告	第 80 条
第 65 条	生産者のための報告	民事制裁命令に対する民事の証拠及び訴 訟手続き規則
第 9 部	その他の事項	第 81 条
第 66 条	WEA 議長は一定の事項に関しては WEA	刑事手続きに引き続く民事手続き
		第 82 条
		民事手続き中の刑事手続き
		第 83 条
		民事手続きに引き続く刑事手続き
		第 84 条
		民事制裁命令を求める手続きで提供され た証拠は刑事手続きでは採用されない
		第 85 条
		事実の錯誤
		第 86 条
		精神状態
		第 9 編
		雑則
		第 87 条
		情報の共有
		第 88 条
		財産の取得に対する補償
		第 89 条
		法律の見直し等
		第 90 条
		規則

第1編 序

第1条 略称

この法律は、2008年小麦輸出マーケティング法として引用することができる。

第2条 開始

(1) 表の第1列に掲げたこの法律のそれぞれの規定は、表の第2列に従い、開始し、又は開始されたものとする。第2列中のその他の記述は、その条件に従い効力を有する。

施行情報

第1列	第2列	第3列
規定	開始	日付/詳細
1.第1条及び第2条その他この列に記載がない条	この法が裁可を受ける日	
2.第3条から第90条まで	2008年7月1日	2008年7月1日

(2) 表の第3列は、この法律の一部ではない補足的な情報を含む。この列の情報は、この法律の出版版に付加し、又は編集することができる。

第3条 目的

この法律の目的は次のとおりである。

- (a) 効率的で、競争力があり、及び小麦生産者のニーズに敏感である、ばら荷小麦輸出マーケティング業界の発展を奨励すること
- (b) ばら荷小麦輸出マーケティング業界の関係者に関し管理の枠組みを定めること

第4条 簡単なあらまし

次に掲げるものはこの法律の簡単なあらましである。

- この法律は、小麦（袋詰め又はコンテナ収載の小麦を除く）の輸出を管理するためのシステムを創出する。
- 小麦の輸出業者は、小麦輸出認可スキームに基づき認可を受けなければならない

- 小麦の輸出業者は、そのスキームに掲げる資格基準を満たす会社でなければ、認可の資格がない。
- その資格基準には資質のある会社であることが含まれる。
- 認可小麦輸出業者は、認可の条件（報告の条件を含む）を遵守しなければならない。
- Wheat Exports Australia (WEA)は小麦輸出認可スキームを管理する。
- WEA は次の権限を有する。
- 認可小麦輸出業者から情報を入手すること
- 認可小麦輸出業者の監査を命じること
- 所管大臣は、WEA に対し調査の実施を命じることができる。
- WEA は、1年に1回生産者に対して報告を行う。

第5条 定義

この法律において、

「ACCC」とは、オーストラリア競争及び消費者コミッション^(注2)をいう。

「アクセステスト」とは、第24条に規定するものをいう。

「アクセス保証」とは、1974年取引業務法^(注3)第III A編に規定するものと同様である。

「認可小麦輸出業者」とは、小麦輸出認可スキームに基づき認可小麦輸出業者として認可された会社をいう。

「ACN」とは、2001年会社法^(注4)に規定するものと同様である。

「関連法人」とは、2001年会社法に規定するものと同様である。

「オーストラリアの法」とは、連邦の法又は州若しくは準州の法をいう。

「営業」には、定期的な、反復して又は継続的に実施されるか否かにかかわらず、交易又は商業における投機又は事業を含む。

「営業日」とは、以下に掲げる日ではない日をいう。

- (a) 土曜日
- (b) 日曜日
- (c) 関係する場所での公休日

「民事制裁命令」とは、第76条第(1)項に基づく命令をいう。

「民事制裁規定」とは、この法律により民事制裁規定であると宣せられた規定をいう。

「会社」は協同組合を含む。

「継続的開示ルール」とは、第24条第(4)項に規定するものをいう。

「協同組合」とは、以下のいずれかに関する州又は準州の法律に基づき法人化された法人をいう。

- (a) 協同組合
- (b) 生活協同組合

「税関吏」とは、次のいずれかの者をいう。

- (c) 税関最高運営責任者
- (d) 1901年関税法の意味内での関税幹部職員

「指定された衛生又は検疫措置」とは、外国の法律に基づくか又はそれにより、以下の(a)から(d)までのいずれかの目的で、(e)から(f)までのいずれかのものの外国への輸入に関わる範囲で適用される措置をいう。

- (a) 害虫、疾病、疾病を媒介する有機体又は疾病を引き起こす有機体の侵入、定着又は拡散から生じるリスクに対して動物又は植物の生命又は健康を守ること
- (b) 食物、飲料又は飼料中の添加物、汚染物質、毒素又は疾病を引き起こす有機体から生じるリスクに対して人間又は動物の生命又は健康を守ること
- (c) 次のいずれかのものから人間の生命又は健康を守ること

(i) 動物や植物によって媒介される疾病から生じるリスク

(ii) 動物又は植物からの製品によって媒介される疾病から生じるリスク

(iii) 害虫の侵入、定着又は拡散

(d) 害虫の侵入、定着若しくは拡散を防止すること又はそれからの被害を局限すること

(e) 大麦

(f) カノーラ油

(g) ルピナス

(h) オートムギ

(i) 小麦

「拳証責任」とは、ある事柄に関し、その事柄が存在し、又は存在しないという合理的な可能性を示唆する証拠を提示し、又は指摘する責任をいう。

会社の「執行役員」とは、以下のいずれかの者をいう。

(a) 会社の取締役

(b) 会社の(いかなる名称であれ)最高経営責任者

(c) 会社の(いかなる名称であれ)最高財務責任者

(d) 会社の秘書

「外部の監査人」とは、この法律においては第32条に基づき外部監査人と公認された者をいう。

「外部運営される法人」とは、2001年会社法における意味と同一である。

「連邦裁判所」とは、オーストラリアの連邦裁判所をいう。

「外国」とは次に掲げる地域のいずれかをいう。

(a) 外国の植民地、属州又は保護領である地域

(b) 外国の一部である地域

(c) 外国の保護下にある地域

(d) 外国が支配権又は管理権を行使している地域

(e) 外国がその地域の対外的な関係について責任を有している地域

「外国法」とは外国の法律をいう。

「違反に関与する」とは、第6条に規定されるものをいう。

「マーケティング年度」とは、10月1日に始まる12か月の期間をいう。

「罰金単位^(註5)」とは、1914年刑法^(註6)第4AA条に規定するものをいう。

「港湾ターミナル施設」とは、以下の(a)、(b)のいずれにも該当し、かつ(c)から(f)までの施設のいずれをも含む船舶への積込装置をいう。すなわち、(g)から(i)までのいずれにも該当するものをいう。

- (a) 港にあること
- (b) ばら荷の小麦を処理することが可能であること
- (c) 取込/受渡施設
- (d) 穀物貯蔵施設
- (e) 計量施設
- (f) 積出用ベルト
- (g) 港にあること
- (h) 船舶への積込装置と連携していること
- (i) ばら荷の小麦を処理することが可能であること

「港湾ターミナルサービス」とは、港湾ターミナル施設の手段によって供給されるサービス(1974年取引業務法第ⅢA編の意味の範囲内)をいい、かつ港湾ターミナル施設の使用を含む。

「取消し後遵守報告」とは、第21条第(4)項に規定されるものをいう。

「取消し後輸出報告」とは、第21条第(2)項に規定されるものをいう。

「取消し前の期間」とは、第21条第(5)項に規定されるものをいう。

「放棄前遵守報告」とは、第22条第(5)項に規定されるものをいう。

「放棄前輸出報告」とは、第22条第(3)項に規定されるものをいう。

「放棄前の期間」とは、第22条第(6)項に規定

されるものをいう。

「保護される秘密情報」とは、第73条に規定されるものをいう。

「プロバイダ」とは、港湾ターミナルサービスに関しては、そのサービスを提供するために使用中の(又は使用が予定されている)港湾ターミナル施設の所有者又は運営者である者をいう。

「関連法人」とは、2001年会社法における意味と同一である。

「国際連合制裁規定」とは、以下のいずれかのものをいう。

- (a) 1945年国際連合憲章法^(註7)第6条において定められた法令の規定
- (b) 1945年国際連合憲章法の以下に掲げるいずれかの規定
 - (i) 第20条第(1)項
 - (ii) 第20条第(3C)項
 - (iii) 第21条第(1)項
 - (iv) 第21条第(2C)項
 - (v) 第27条第(1)項
 - (vi) 第27条第(2)項
 - (vii) 第27条第(5)項
 - (viii) 第27条第(6)項
 - (ix) 第28条第(1)項
 - (x) 第28条第(2)項
 - (xi) 第32条第(1)項
- (c) 1901年関税法^(註8)の以下に掲げるいずれかの規定
 - (i) 第233BABAB条第(1)項
 - (ii) 第233BABAB条第(6)項
 - (iii) 第233BABAC条第(1)項
 - (iv) 第233BABAC条第(6)項
 - (v) 第233C条第(1)項
 - (vi) 第233C条第(2)項

「WEA」とは、Wheat Exports Australiaをいう。

「WEA チェアマン」とは、WEAの議長をいう。

「WEA メンバー」とは、WEAの構成員をい

い、かつWEAの議長を含む。

「WEA スタッフ」とは、第61条に述べる職員をいう。

「小麦輸出認可スキーム」とは、第8条第(1)項に基づくスキームをいう。

「小麦輸出賦課金額」とは以下のいずれをもいう。

- (a) 2000年主要産業（関税）賦課金規則^(註9)の別表第14の第5編により課される賦課金の額
- (b) その賦課金に関し、1991年主要産業課税及び賦課金徴収法^(註10)第15条に基づき支払うべき額

第6条 違反への関与

この法律においては、以下のいずれかの行為をした場合、その場合に限り、違反への関与となる。

- (a) 違反の助成、教唆、協議又は斡旋
- (b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、違反の勧誘
- (c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意のその違反への関与又は加担
- (d) 違反を生じさせるための他の者との共謀

第2編 小麦輸出認可スキーム

第1部 小麦輸出認可スキームの遵守

第7条 小麦輸出認可スキームの遵守

- (1) 認可小麦輸出業者でない者は、小麦を輸出してはならない。
- (2) 前項の規定は、以下のいずれかの容器で、かつその積載能力が小麦50トン以下のものにより小麦が輸出される場合には、適用しない。
 - (a) 袋
 - (b) コンテナ
- (3) 前項の規定を援用しようとする者は、そのことに関して挙証責任を負う。

付加的違反

- (4) 以下に掲げる行為は禁止する。

- (a) 第(1)項違反の助成、教唆、協議又は斡旋
 - (b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、第(1)項違反の勧誘
 - (c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の第(1)項違反への関与又は加担
 - (d) 第(1)項違反を生じさせるための他の者との共謀
- 民事制裁規定
- (5) 第(1)項及び前項は民事制裁規定である。

第2部 小麦輸出認可スキームの策定

第8条 小麦輸出認可スキーム

- (1) WEAは、命令により、以下に掲げる事項の一部又は全部について、計画（以下「小麦輸出認可スキーム」という。）を策定することができる。
 - (a) 会社を認可小麦輸出業者として認定すること
 - (b) この法律により、小麦輸出認可スキームに含めることを要し、又は許容される事項
 - (c) 付加的又は付随的事項
- (2) 不明確さを避けるため、小麦輸出認可スキームは連邦の法律であるとみなす。

第9条 小麦輸出認可スキームに基づく行政上の決定

- (1) 小麦輸出認可スキームは、行政上の性格を有する決定を行う権限をWEAに与えることに関し、規定を置くことができる。
- (2) 小麦輸出認可スキームは、WEAに対し以下に掲げる決定の一部又は全部を行うことができる権限を与えることができる。
 - (a) 更新とは異なる認可を与える決定
 - (b) 更新として認可を与える決定
 - (c) 認可を停止する決定
 - (d) 認可を取り消す決定
 - (e) 認可の放棄を承認する決定
 - (f) 認可に必要な条件を課す決定

第3部 認可資格

(g) 前号にいう課された条件を取り消し、又は変更する決定

(h) 前2号とは異なり認可を変更する決定

(3) 前項は第(1)項を制限するものではない。

(4) 小麦輸出認可スキームは、WEAに対し、このスキームに基づき以下のいかなる決定をする前に会社と協議することを求めなければならない。

(a) 会社の認可申請を拒絶する決定

(b) 会社の認可を取り消す決定

(c) 会社の認可を停止する決定

(d) 会社の認可に必要な条件を課す決定

(e) 第(2)項(f)にいう条件が課された場合に、会社の認可の条件を取り消し、又は変更する決定

(f) 第(2)項(f)又は(g)とは異なり会社の認可を変更する決定

第10条 申請手数料

(1) 小麦輸出認可スキームは、このスキームに基づく認可の申請にはそのスキームに規定された手数料を添えなければならないことを規定することができる。

(2) 前項に基づく手数料は、課税額に達するほどのものであってはならない。

第11条 認可の譲渡禁止

小麦輸出認可スキームは、認可が譲渡可能ではないことを規定しなければならない。

第12条 認可の存続期間

(1) 小麦輸出認可スキームは、会社の認可が早期に取り消され、又は放棄されるのでなければ、認可は、その文書中でWEAが指定した期間の間有効であることを定めなければならない。

(2) 前項の規定は、そのスキームが認可の停止のための規定を設けることを妨げるものではない。

(3) 第(1)項の規定は、そのスキームが更新として認可を容認するための規定を設けることを妨げるものではない。

第13条 認可資格

(1) 小麦輸出認可スキームは、以下の(a)から(f)をすべて満たすのでなければ、会社は認可のための資格を有しないことを規定しなければならない。

(a) その会社が以下のいずれかに該当すること

(i) 2001年会社法第2A.2編に基づく会社として登記されていること

(ii) 協同組合であること

(b) その会社は、憲法第51条第(xx)号が適用される通商法人であること

(c) WEAは、以下の事柄に顧慮したうえで、その会社が資質を有する会社であることに納得していること

(i) その会社が使用可能な資産

(ii) その会社のリスク管理対策

(iii) その会社の活動記録

(iv) 信用と公正が要請される状況でのその会社の記録

(v) その会社の各執行役員の経済活動記録

(vi) その会社の各執行役員の経験及び能力

(vii) その会社の各執行役員の信用と公正が要請される状況での記録

(viii) その会社又はその執行役員がオーストラリアの法律又は外国の法律に違反して有罪となったことがあるかどうか、ただし、ここでは、違反は不正直な行為に関するものをいう。

(ix) その会社又はその執行役員がオーストラリアの法律又は外国の法律に違反して有罪となったことがあるかどうか、ただし、ここでは、違反は経済行為に関するものをいう。

(x) その会社又はその執行役員に対して、2001年会社法第1317G条又は1974年取

引業務法第76条に基づき制裁金の命令がなされたことがあるかどうか

- (xi) その会社が小麦輸出認可スキームに基づき認可を受けているか、又は受けたことがある場合には、その会社が認可の条件に違反したことがあるかどうか
- (xii) その会社の執行役員が、小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件の違反に関与したことがあるかどうか
- (xiii) その会社又はその執行役員が、刑法第136.1条、第137.1条又は第137.2条の違反で有罪となったことがあるかどうか
- (xiv) その会社又はその執行役員が、指定された衛生若しくは検疫措置についてたび重なる違反若しくは重大な違反を犯し、又はそれに関与したことがあるかどうか
- (xv) その会社又はその執行役員が、国際連合の制裁規定に違反し、又は関与したことがあるかどうか
- (xvi) 違反が大麥、カノーラ油、ルピナス、オートムギ又は小麦の通商に関するものである場合、その会社又はその執行役員が、オーストラリアの法律又は外国の法律の規定に違反し、又はそれに関与したことがあるかどうか
- (xvii) その他WEAが適切であると思料する事項
- (d) その会社が外部から管理される法人ではないことにWEAが納得していること
- (e) その会社又はその関連法人が港湾ターミナルサービスのプロバイダである場合は、その会社又はその関連法人がそのサービスのそれぞれに関してアクセステストに合格していることにWEAが納得していること
- (f) 小麦輸出認可スキームがさらにその他の資格要件を挙げている場合は、その要件が満たされていることにWEAが納得していること

資質のある会社—5年を限度

- (2) 前項(c)(i)から(xvii)までの規定は、以下のいずれかの時に起こった作為、不作為、事件又は事態には適用しない。
 - (a) その会社が小麦輸出認可スキームに基づき認可されておらず、かつ認可されたことがない場合—その会社が認可申請をした時を終点とする5か年の期間の起算点より前に
 - (b) その会社が小麦輸出認可スキームに基づき認可されているか、又は認可されたことがある場合—その会社が小麦輸出認可スキームに基づき初めて認可された時を終点とする5か年の期間の起算点より前に
- 付加的規定
- (3) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(viii)、(ix)又は(xiii)の規定の適用においては、有罪判決が、その者がその会社の執行役員となる前に又は後に行われたかは問題とならない。このルールは、前項に従い効力を有する。
- (4) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(x)の規定の適用においては、制裁金の命令が、その者がその会社の執行役員となる前に又は後に行われたかは問題とならない。このルールは、第(2)項に従い効力を有する。
- (5) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(xii)、(xiv)、(xv)又は(xvi)の規定の適用においては、違反が、その者がその会社の執行役員となる前に又は後に行われたかは問題とならない。このルールは、第(2)項に従い効力を有する。
- (6) 第(1)項(c)の規定の適用においては、作為、不作為、事件又は事態が、この条の規定の施行前に又は後に起こったかは問題とならない。このルールは第(2)項に従い効力を有する。
- (7) 第(1)項(c)から(xvi)までの規定は、同項(c)(xvii)の規定を制限するものではない。
- (8) この条の規定は、オーストラリア外での作為、不作為、事件又は事態に及ぶ。
- (9) この条の規定は、1914年刑法第VIIC編（一

定の事情のもとでは、効力のなくなった有罪判決を開示する要請から解放し、及びそのような有罪判決を知っている者にそれを無視するよう求める規定を含んでいる。)の実施には影響を与えない。

第4部－認可の条件

第14条 認可の条件

小麦輸出認可スキームは、認可は次の条件に従うことを規定しなければならない。

- (a) 認可を受けた小麦輸出業者は、第25条第(2)項又は第31条第(1)項の規定に基づく要請を遵守しなければならないとの条件
- (b) 第15条、第16条又は第17条に基づき小麦輸出認可スキームにより課すことを求められる条件
- (c) 小麦輸出認可スキームに規定されるその他の条件
- (d) 小麦輸出認可スキームに基づきWEAによって課される条件

第15条 条件－年次輸出報告

(1) 小麦輸出認可スキームは、認可を受けた小麦輸出業者が、以下の(a)又は(b)のいずれかの期限内に、(c)及び(d)の事項を示す文書による報告をWEAに提出しなければならないことが認可の条件であるということを規定しなければならない。

- (a) 各マーケティング年度の末日の後30日以内
- (b) WEAがより長い期間を許可する場合は、その期間内
- (c) 等級別及び送付国別に分類された、その認可小麦輸出業者によりその年度内に輸出された小麦の量
- (d) 認可小麦輸出業者又は関連法人が、生産者からその年にその業者による輸出のために取得した小麦の契約条件

(2) 前項の(c)及び(d)の規定は、以下のいずれかの容器で、かつその積載能力が小麦50トン以下のものによる小麦の輸出には適用しない。

- (a)袋
- (b)コンテナ

第16条 条件－年次遵守報告

小麦輸出認可スキームは、認可を受けた小麦輸出業者が、以下の(a)又は(b)のいずれかの期限内に、(c)、(d)及び(e)に掲げる事項につき、その年度の遵守に関する、文書による報告をWEAに提出しなければならないことが認可の条件であるということを規定しなければならない。

- (a) 各マーケティング年度の末日の後30日以内
- (b) WEAがより長い期間を許可する場合は、その期間内
- (c) 小麦輸出認可スキームに基づきその業者が認可を受けた条件
- (d) その認可小麦輸出業者の小麦取引に適用されるオーストラリアの法律及び外国の法律
- (e) 国際連合の制裁規定

第17条 条件－届出事項についての報告

小麦輸出認可スキームは、以下の(a)及び(b)の場合、認可小麦輸出業者はその事態の発生又はその状況の現出の後14日以内にその事項について文書による報告をWEAに提出しなければならないということが認可の条件であることを規定しなければならない。

- (a) ある事態が起こり、又ある状況が現れ、
- (b) その事態又は状況が以下のいずれかの状況である場合
 - (i) WEAが小麦輸出認可スキームに基づき認可を受けた小麦輸出業者の認可を取り消すことも可能な理由である状況
 - (ii) その会社は小麦輸出認可スキームの趣旨の範囲内の資質を有しないという結論に到達しそうである状況

第18条 認可の条件の遵守*一定の条件の遵守等*

- (1) 認可小麦輸出業者は、第14条(c)若しくは(d)、第15条又は第16条にいう認可の条件を遵守しなければならない。
- (2) 以下に掲げる行為は禁止する。
- (a) 前項違反の助成、教唆、協議又は斡旋
- (b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、前項違反の勧誘
- (c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の前項違反への関与又は加担
- (d) 前項違反を生じさせるための他の者との共謀

届け出るべき事項に関する報告の遵守等

- (3) 認可小麦輸出業者は、第17条にいう認可の条件を遵守しなければならない
- (4) 以下に掲げる行為は禁止する。
- (a) 前項違反の助成、教唆、協議又は斡旋
- (b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、前項違反の勧誘
- (c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の前項違反への関与又は加担
- (d) 前項違反を生じさせるための他の者との共謀

民事制裁規定

- (5) 第(1)項、第(2)項、第(3)項及び第(4)項は民事制裁規定である。

第5部－認可の取消し**第19条 認可の取消し***義務的取消し*

- (1) 小麦輸出認可スキームは、WEAは以下の(a)から(e)のいずれかの場合には、認可を取り消さなければならないということを規定しなければならない。
- (a) その会社が次のいずれでもない場合
- (i) 2001年会社法第2A.2編に基づく会社

として登記されていること

- (ii) 協同組合であること
- (b) 憲法第51条(xx)号に適合する通商法人ではない場合
- (c) WEAが、以下の点を顧慮して、その会社は資質を有する会社ではないことに納得している場合、
- (i) その会社が使用可能な資産
- (ii) その会社のリスク管理対策
- (iii) その会社の活動記録
- (iv) 信用と公正が要請される状況でのその会社の記録
- (v) その会社の各執行役員の経済活動記録
- (vi) その会社の各執行役員の経験及び能力
- (vii) その会社の各執行役員の信用と公正が要請される状況での記録
- (viii) その会社又はその執行役員がオーストラリアの法律又は外国の法律に違反して有罪となったことがあるかどうか、そしてここでは、違反は不正直な行為に関するものである。
- (ix) その会社又はその執行役員がオーストラリアの法律又は外国の法律に違反して有罪となったことがあるかどうか、そしてここでは、違反は経済行為に関するものである。
- (x) その会社又はその執行役員に対して、2001年会社法第1317G条又は1974年取引業務法第76条に基づき制裁金の命令がなされたことがあるかどうか
- (xi) その会社が小麦輸出認可スキームに基づき認可を受けているか、又は受けたことがある場合には、その会社が認可の条件に違反したことがあるかどうか
- (xii) その会社の執行役員が、小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件の違反に関与したことがあるかどうか
- (xiii) その会社又はその執行役員が、刑法第

136.1条、第137.1条又は第137.2条の違反
で有罪となったことがあるかどうか

(xiv) その会社又はその執行役員が、指定され
た衛生若しくは検疫措置についてたび
重なる違反若しくは重大な違反を犯し、又
はそれに関与したことがあるかどうか

(xv) その会社又はその執行役員が、国際連合
の制裁規定に違反し、又はそれに関与した
ことがあるかどうか

(xvi) 違反が大麦、カノーラ油、ルピナス、オ
ートムギ又は小麦の通商に関するもので
ある場合、その会社又はその執行役員が、
オーストラリアの法律又は外国の法律の
規定に違反し、又はそれに関与したことが
あるかどうか

(xvii) その他WEAが適切であると思料する事
項

(d) その会社又はその関連法人が港湾ターミ
ナルサービスのプロバイダである場合は、そ
の会社又はその関連法人がそのサービスに
関してアクセステストに合格していないと
WEAが納得している場合

(e) 小麦輸出認可スキームがさらにその他の
義務的取消しの理由を挙げている場合は、少
なくともその理由の一つがその会社に適用
し得るとWEAが納得している場合

裁量的取消し

(2) 小麦輸出認可スキームは、WEAが以下のい
ずれかの場合には認可を取り消すことができ
ることを規定しなければならない。

(a) その会社が外部から管理される法人であ
る場合

(b) その会社が小麦輸出認可スキームに基づ
く認可の条件を遵守しなかったとWEAが納
得している場合

(c) 小麦輸出認可スキームがその他の裁量的
取消しの理由を挙げているときは、少なくと
もその理由の一つがその会社に適用し得る

とWEAが納得している場合

(3) 第(1)項は前項を制約するものではない。
資質のある会社-5年を限度

(4) 第(1)項(c)(i)から第(xvii)までの規定は、そ
の会社が小麦輸出認可スキームに基づき初め
て認可された時を終点とする5か年の期間の
起算点より前に起こった作為、不作為、事件又
は事態には適用しない。

補助的規定

(5) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(viii)、
(ix)又は(xiii)の規定の適用においては、有罪判
決が、その者がその会社の執行役員となる前に
又は後に行われたかは問題とならない。このル
ールは、前項に従い効力を有する。

(6) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(x)
の規定の適用においては、制裁金の命令が、そ
の者がその会社の執行役員となる前に又は後
に行われたかは問題とならない。このルールは、
第(4)項に従い効力を有する。

(7) 会社の執行役員である者への第(1)項(c)(xii)、
(xiv)、(xv)又は(xvi)の規定の適用においては、
違反が、その者がその会社の執行役員となる前
に又は後に行われたかは問題とならない。この
ルールは、第(4)項に従い効力を有する。

(8) 第(1)項(c)の規定の適用においては、作為、不
作為、事件又は事態が、この条の規定の施行前
に又は後に起こったかは問題とならない。この
ルールは第(4)項に従い効力を有する。

(9) 第(1)項(c)(i)から(xvi)までの規定は、同項
(c)(xvii)の規定を制限するものではない。

(10) この条の規定は、オーストラリア外での作為、
不作為、事件又は事態に及ぶ。

(11) この条の規定は、1914年刑法第VIIC編（一
定の事情のもとでは、効力のなくなった有罪判
決を開示する要請から解放し、及びそのような
有罪判決を知っている者にそれを無視するよ
う求める規定を含んでいる。）の実施には影響
を与えない。

第20条 民事制裁命令及び取消し

(1) 次の(a)及び(b)に該当する場合は、WEAは、たとえ民事制裁命令が出されたとしても、遵守しなかったことを理由として、小麦輸出認可スキームに基づき認可の取消しの権限を行使することができる。

(a) 会社が小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件を遵守せず、かつ

(b) 遵守しなかったことに関する民事制裁命令がその会社に出された場合、

(2) 次の(a)及び(b)に該当する場合は、民事制裁命令は、たとえその会社の認可が取り消されたとしても、その会社に出すことができる。

(a) 会社が小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件を遵守せず、かつ

(b) WEAが、遵守しなかったことを理由として、小麦輸出認可スキームに基づき認可の取消しの権限を行使した場合、

第21条 取消し後報告

(1) 小麦輸出認可スキームは、WEAが認可を取り消した場合には、その会社は以下の(a)又は(b)のいずれかの期限内に、(c)及び(d)の報告をWEAに提出しなければならないことを規定しなければならない。

(a) その会社が取消しを通知されてから30日以内

(b) WEAがより長い期間を許可する場合は、その期間内

(c) 取消し後輸出報告 (次項参照)

(d) 取消し後遵守報告 (第(4)項参照)

取消し後輸出報告

(2) この法律においては、取消し後輸出報告は、次の(a)及び(b)の事項を示す文書による報告である。

(a) 等級別及び送付国別に分類された、その認可小麦輸出業者により、取消し前の期間に輸出された小麦の量

(b) 認可小麦輸出業者又は関連法人が、生産者

から取消し前の期間にその業者による輸出のために取得した小麦の契約条件

(3) 前項の(a)及び(b)の規定は、以下のいずれかの容器で、かつその積載能力が小麦50トン以下のものにより小麦が輸出される場合には、適用しない。

(a) 袋

(b) コンテナ

取消し後遵守報告

(4) この法律においては、取消し後遵守報告は、取消し前の期間内の申請者の以下のいずれもの遵守に関する、文書による報告である。

(a) 小麦輸出認可スキームに基づきその業者が認可を受けた条件

(b) 申請者の小麦輸出活動に適用されるオーストラリアの法律及び外国の法律

(c) 国際連合の制裁規定

取消し前の期間

(5) この法律においては、取消し前の期間は、次の(a)及び(b)で定まる期間である。

(a) 会社がその認可の取消しの通知を受けたマーケティング年度の開始の時に始まり

(b) 会社がその認可の取消しの通知を受けた時に終わる

(6) 会社は、第(1)項でいう要求を遵守しなければならない。

付加的規定

(7) 以下に掲げる行為は禁止する。

(a) 前項違反の助成、教唆、協議又は斡旋

(b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、前項違反の勧誘

(c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の前項違反への関与又は加担

(d) 前項違反を生じさせるための他の者との共謀

民事制裁規定

(8) 第(6)項及び前項は民事制裁規定である。

第6部－認可の放棄

第22条 認可の放棄

- (1) 小麦輸出認可スキームは、認可小麦輸出業者がWEAに対しその認可を放棄することへの承認を申し出ることができることを規定しなければならない。
- (2) 小麦輸出認可スキームは、WEAが以下のいずれにも該当する場合を除き、申請者により求められた放棄を承認することを拒絶することができることを規定しなければならない。
- (a) 申請者が、第15条及び第16条の規定にいう条件を遵守している。
- (b) 申請者が、WEAに放棄前輸出報告（次項参照）を提出している。
- (c) 申請者が、WEAに放棄前遵守報告（第(5)項参照）を提出している。
- 放棄前輸出報告*
- (3) この法律においては、放棄前輸出報告は、次の(a)及び(b)の事項を示す文書による報告である。
- (a) 等級別及び送付国別に分類された、その申請者により放棄前の期間に輸出された小麦の量
- (b) 認可小麦輸出業者又は関連法人が、生産者から放棄前の期間にその業者による輸出のために取得した小麦の契約条件
- (4) 前項の(a)及び(b)の規定は、以下のいずれかの容器で、かつその積載能力が小麦50トン以下のものにより小麦が輸出される場合には、適用しない。
- (a) 袋
- (b) コンテナ
- 放棄前遵守報告*
- (5) この法律においては、放棄前遵守報告は、放棄前の期間内の申請者の以下のいずれもの遵守に関する、文書による報告である。
- (a) 小麦輸出認可スキームに基づきその業者

が認可を受けた条件

- (b) 申請者の小麦輸出活動に適用されるオーストラリアの法律及び外国の法律
- (c) 国際連合の制裁規定
- 放棄前の期間*
- (6) この法律においては、放棄前の期間は、次の(a)及び(b)で定まる期間である。
- (a) 放棄の申請がなされたマーケティング年度の開始の時に始まり
- (b) 放棄の申請がなされた時に終わる

第7部－認可小麦輸出業者の登録

第23条 認可小麦輸出業者の登録

- (1) WEAは、以下の(a)及び(b)を示す名簿を維持するものとする。
- (a) 認可小麦輸出業者それぞれの名称及びCAN
- (b) 認可小麦輸出業者ごとに一小麦輸出認可スキームに基づく認可小麦輸出業者の認可の条件
- (2) その名簿は、電子的な手段で維持することができる。
- (3) その名簿は、インターネット上での調査に応じられるようにするものとする。

第8部－アクセステスト

第24条 アクセステスト－港湾ターミナルサービス

2009年10月1日前

- (1) この法律においては、港湾ターミナルサービスに関して、以下の(a)及び(b)並びに(c)又は(d)に該当する場合は、特定の時にアクセステストに合格となる。
- (a) その時が2009年10月1日前である。
- (b) その時に、港湾ターミナルサービスに関して継続的開示ルールを遵守している(第(4)項

参照)。

(c) その時に、インターネットのサイト上で以下のいずれもの行為を行う用意のある旨の、最新の声明が入手できる。

(i) 認可小麦輸出業者に小麦の輸出に関する目的のためのサービスへのアクセスを提供すること

(ii) その声明に示した契約条件で行うこと

(d) その時に

(i) 港湾ターミナルサービスへのアクセスのために州又は準州によって作られた体制が有効なアクセス体制であるという、1974年取引業務法第III A編第2A部に基づく決定が有効であり、かつ

(ii) その体制のもとで、認可小麦輸出業者が小麦の輸出に関連する目的のためにその港湾ターミナルサービスを利用できること

2009年10月1日以降

(2) この法律においては、港湾ターミナルサービスに関して、以下の(a)及び(b)並びに(c)又は(d)に該当する場合は、特定の時にアクセステストに合格となる。

(a) その時が2009年10月1日以降である。

(b) その時に、港湾ターミナルサービスに関して継続的開示ルールを遵守している(第(4)項参照)。

(c) その時に、1974年取引業務法第III A編第6部に基つき、認可小麦輸出業者に小麦の輸出のために港湾ターミナルサービスを提供することに関してアクセス保証が実施中である。

(d) その時に

(i) 港湾ターミナルサービスへのアクセスのために州又は準州によって作られた体制が有効なアクセス体制であるという、1974年取引業務法第III A編第2A部に基づく決定が有効であり、かつ

(ii) その体制のもとで、認可小麦輸出業者が小麦の輸出に関連する目的のためにその港湾ターミナルサービスを利用できること

(3) 前項(c)においては、

(a) 1974年取引業務法第44ZZBA条第(1)項は制定されたものと仮定し、かつ

(b) アクセス保証は、オーストラリア競争及び消費者コミッションがその保証を承認する決定を公表した時に、効力を生じるものと仮定する。

継続的開示ルール

(4) この法律においては、以下の(a)項、(b)項及び(c)項に該当する場合は、継続的開示ルールを遵守していることになる。

(a) その時に、港湾ターミナルサービスの要求を処理する方針及び方法(港湾ターミナルサービスを使用して積み込むべき船の指定と承諾に関する方針及び方法を含む。)を示す最新の声明がインターネットのサイト上で入手できること

(b) その時に、以下のいずれをも示す最新の声明がインターネットのサイト上で入手できること

(i) 港湾ターミナルサービスを使用して穀物を積み込む予定の各船の名称

(ii) (i)にいう船ごとに、港湾ターミナルサービスを使用して穀物を積み込む船が指定された時

(iii) (i)にいう船ごとに、港湾ターミナルサービスを使用して穀物を積み込む船として承諾された時

(iv) (i)にいう船ごとに、港湾ターミナルサービスを使用してその船に積み込まれる穀物の量

(v) (i)にいう船ごとに、港湾ターミナルサービスを使用してその船に穀物が積み込まれる推定日時

(c) その時に、(b)にいう声明を営業日ごとに更新する方針を持っていたこと

除外

(5) 第(1)項及び第(2)項の規定は、以下のいずれかの容器で、かつその積載能力が小麦50トン以下のものによる小麦の輸出には適用しない。

(a) 袋

(b) コンテナ

(6) この法律においては、特定の時にターミナルサービスに関してアクセステストに合格しなければ、その時にそのサービスに関してアクセステストに失敗したことになる。

第3編—情報収集及び監査の権限

第1部—WEAは認可小麦輸出業者から情報及び文書を得ることができる等

第25条 WEAは認可小麦輸出業者から情報及び文書を得ることができる

範囲

(1) この条の規定は、認可小麦輸出業者であるか、又は認可小麦輸出業者であったことがある会社が、WEAの機能又は権限に関わりのある情報又は文書を持っていることをWEAが信ずるに足る理由がある場合に適用する。

要求

(2) WEAは、認可小麦輸出業者に交付する文書による通知によって、認可小麦輸出業者に対して、次の行為を命じることができる。

(a) 通知に明記された期間内に並びに方法及び様式で、情報をWEAに提供すること

(b) 通知に明記された期間内に及び方法で、文書をWEAに提出すること

(c) 通知に明記された期間内に及び方法で、文書の写しを作成し、その写しをWEAに提出すること

(3) 前項に基づき明記される期間は、その通知が

交付された後14日より短いものであってはならない。

(4) この条の規定は、第29条又は第30条を制限するものではない。

遵守

(5) 会社は、第(2)項に基づく要求を遵守しなければならない。

付加的規定

(6) 以下に掲げる行為は禁止する。

(a) 前項違反の助成、教唆、協議又は斡旋

(b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、前項違反の勧誘

(c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の前項違反への関与又は加担

(d) 前項違反を生じさせるための他の者との共謀

民事制裁規定

(7) 第(5)項及び前項は民事制裁規定である。

第26条 文書の複写—補償

前条第(2)項(c)に該当する要求に従ったことに対しては、国に代わり、WEAから正当な補償の支払いを受ける権利が与えられる。

第27条 文書の複写

(1) WEAは、以下の(a)及び(b)のいずれをもすることができる。

(a) 第25条第(2)項の規定に基づき提出された文書又は写しを検査すること

(b) その文書の写しを作成し、及びそれを保持し、又はその文書から抜粋し、及びそれを保持すること

(2) WEAは、第25条第(2)項(c)の規定に該当する要求に従って提出された文書の写しの占有を保持することができる。

第28条 WEAは文書を保持できる

(1) WEAは、第25条第(2)項に基づき提出された文書を占有し、及び必要な限り占有を保持することができる。

(2) WEAへの提出がなければその文書を占有す

る権利を有する者は、実行可能な限り速やかに、真正な写しであることをWEAにより証明された写しを支給される権利を有する。

- (3) その証明された写しは、すべての司法裁判所及び行政裁判所において、原本であるかのような証拠とみなされなければならない。
- (4) 証明された写しが支給されるまでは、WEAは、WEAが適当と考える時間及び場所で、WEAへの提出がなければその文書を占有する権利を有する者又はその者に権限を与えられた者に対して、その文書を精査し、及び写しを取り、又は抜粋をすることを許可しなければならない。

第2部－WEAのその他の情報収集権限

第29条 情報及び文書を要請する権限

範囲

- (1) この条の規定は、ある者がWEAの機能又は権限に関わりのある情報又は文書を持っていることを正当な理由からWEAが信ずる場合に、その者に適用する。

要請

- (2) WEAは、前項にいう者に交付する文書による通知によって、その者に対して、次の行為を要請することができる。
- (a) 通知に明記された期間内に並びに方法及び様式で、情報をWEAに提供すること
- (b) 通知に明記された期間内に及び方法で、文書をWEAに提出すること
- (c) 通知に明記された期間内に及び方法で、文書の写しを作成し、その写しをWEAに提出すること
- (3) 前項に基づき明記される期間は、その通知が交付された後14日より短いものであってはならない。

第30条 報告を要請する権限

範囲

- (1) この条の規定は、ある者が以下の(a)及び(b)に該当するとWEAが正当な理由から信ずる場合に、その者に適用する。

- (a) WEAの機能又は権限に関わりのある情報又は文書を持っている者である。
- (b) WEAの機能又は権限に関わりのある特定の事柄について報告を作成するためにその情報又は文書を使用することができる者である。

要請

- (2) WEAは、前項にいう者に交付する文書による通知によって、その者に対して、以下の(a)及び(b)の行為を要請することができる
- (a) そのような報告を作成すること
- (b) 通知に明記された期間内にその報告をWEAに提供すること
- (3) 前項に基づき明記される期間は、その通知が交付された後14日より短いものであってはならない。

第3部－認可小麦輸出業者の外部監査

第31条 WEAは外部監査を命じることができる

- (1) WEAは、認可小麦輸出業者に交付する文書による通知によって、認可小麦輸出業者に対して、次の行為を命じることができる。
- (a) 次の(i)又は(ii)にいう外部監査人を任命すること
- (i) その通知に特定される外部監査人
- (ii) その通知に外部監査人が特定されていない場合は、その認可小麦輸出業者が選任する外部監査人
- (b) 外部監査人がその通知に明記された次の外部監査を実施する手配をすること
- (i) 小麦輸出認可スキームに基づくその認可小麦輸出業者の認可の条件の遵守
- (ii) その認可小麦輸出業者によりWEAに提供される情報の正確性(口頭、文書又はそ

の他の方法であると問わない。)

- (iii) その認可小麦輸出業者の認可をもたらした申請中の声明の正確性
 - (c) 外部監査人がその認可小麦輸出業者に対し監査の結果を述べた文書による報告(監査報告)を交付する手配をすること
 - (d) WEAに対し、その監査報告1部を次のいずれかの期限内に提供すること
 - (i) 通知に明記された期間内
 - (ii) WEAがより長い期間を許容する場合は、その長い期間内
 - (2) 通知は、次のいずれもの事項を明記していなければならない。
 - (a) 監査が取り扱う事柄
 - (b) 監査報告の様式及びそれが含むべき細部の種類
 - (3) 第(1)項(b)(i)が適用される場合は、前項(a)に基づき明記される事柄には、次のいずれか又は双方を含めることができる。
 - (a) 認可小麦輸出業者の現時点での、小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件を遵守する能力の評価
 - (b) 小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件を遵守するために、認可小麦輸出業者が行う、又は行い続ける必要のあることについての評価
 - (4) 前項の規定は、第(2)項(a)を制限するものではない。
- 外部監査人としての任命の資格
- (5) 次の(a)又は(b)に該当するものの取締役、使用人又は代理人である者は、認可小麦輸出業者により外部監査人に任命される資格を有しない。
 - (a) その認可小麦輸出業者
 - (b) 関連法人
- 償還
- (6) 認可小麦輸出業者が、第(1)項に基づく要求を遵守する際に正当な費用を負担した場合は、WEAは、国に代わって、その費用を償還しな

ければならない。

遵守

- (7) 認可小麦輸出業者は第(1)項に基づく要求を遵守しなければならない。

付加的規定

- (8) 以下に掲げる行為は禁止する。
 - (a) 前項違反の助成、教唆、協議又は斡旋
 - (b) 脅迫又は約束その他の方法を問わず、前項違反の勧誘
 - (c) 直接的又は間接的ないかなるやり方であれ、故意の前項違反への関与又は加担
 - (d) 前項違反を生じさせるための他の者との共謀

民事制裁規定

- (9) 第(7)項及び前項は民事制裁規定である。

第32条 外部監査人

- (1) WEAは、書面により、指定された者をこの法律における外部監査人と認定することができる。
- (2) 前項に基づく認可の書面は制定法的文書ではない。

第4編 - 調査

第33条 大臣は調査を命じることができる

- (1) 次項が適用される特定の事項を調査することが公益に適うと所管大臣が考える場合は、所管大臣は、WEAに対して、文書による通知により、その事項を調査することを命じることができる。
- (2) この項は、次のいずれにも関する事項に適用する。
 - (a) WEAに与えられた機能又は権限
 - (b) 次の(i)又は(ii)に対する違反の申立て又は容疑
 - (i) 小麦輸出認可スキームに基づく認可の条件

(ii) この法律

(3) WEAは、第(1)項に基づく命令を遵守しなければならない。

第34条 調査についての報告

(1) 前条に基づく調査の終わりに、WEAはその調査について報告を作成しなければならない。

(2) 前条に基づく報告には、以下のいずれもの事項を示さなければならない。

- (a) 調査された事項についてのWEAの認定
- (b) その認定の基礎となる証拠その他の資料
- (c) その調査に関する又はその調査から生じるその他の事項で次のもの

(i) WEAが適当と考えるもの

(ii) 所管大臣が命じるもの

報告の配付

(3) 第(1)項に基づく報告の作成後実現可能な限り速やかに、WEAは、報告の写しを所管大臣に提供しなければならない。

(4) 第(1)項に基づく報告又はその一部が、オーストラリアの法律に対する違反の申立て又は容疑に関わる場合は、WEAは、報告の全部又は一部の写しを次の機関に提供することができる。

- (a) オーストラリア連邦警察
- (b) 州又は準州の警察
- (c) オーストラリア証券及び投資コミッション
- (d) Australian Prudential Regulation Authority
- (e) 徴税コミッショナー
- (f) オーストラリア競争及び消費者コミッション
- (g) 所定の機関

(5) 第(1)項に基づく報告又はその一部が、ある者の問題に重要な結果をもたらす程度に関わる場合は、WEAは、次のいずれかにより、その者に報告の写し又はその一部の写しを提供することができる。

(a) その者の要請により

(b) WEAが自発的に
報告の公表

(6) 所管大臣は、公表することがある者の経済的損失又は損害を引き起こすことが合理的に予期できる情報の暴露を意味しない限り、第(1)項に基づく報告の全部又はその一部を公表(インターネット上で又はその他の方法であるかを問わない。)することができる。

第5編—Wheat Exports Australia

第1部—WEAの設置、機能、権限及び債務

第35条 Wheat Exports Australia

この条の規定の施行直前にExport Wheat Commissionという法人は、Wheat Exports Australiaとの新しい名称で存続する。

第36条 WEAの機能

WEAは以下の機能を有する。

- (a) この法律によりWEAに与えられる機能
- (b) 小麦輸出認可スキームによりWEAに与えられる機能
- (c) 上記の機能の遂行に付随的な又は役立つことを行うこと

第37条 WEAの権限

- (1) WEAは、その機能の遂行のために又は関連して行われる必要な又は都合の良いすべてのことを行う権限を有する。
- (2) WEAの権限は、契約を締結する権限を含むが、それに限定されるわけではない。
- (3) WEAによって締結されるいかなる契約も国に代わって締結される。
- (4) WEAによって保有されるいかなる不動産及び動産も国のために及び国に代わって保有される。
- (5) WEAによって受領されたいかなる金銭も国のために及び国に代わって受領される。

(6) WEAは、動産若しくは不動産、又は金銭を国以外の者のために信託に預けることはできない。

(7) 念のため、訴えを起こす権利は、第(4)項においては動産と解してはならない。

第38条 WEAの債務は国の債務である

(1) いかなるWEAの負債も国の債務と解される。

(2) この条においては、債務とは、ある者に価額又は価額の算定方法が決められている価額を支払う義務をいう。

第2部—WEAの構成及び構成員資格

第39条 WEAの構成

(1) WEAは、

- (a) 永久に続く法人であり、かつ
- (b) 印章を持たねばならず、かつ
- (c) 不動産及び動産を取得し、保有し、及び処分することができ、かつ
- (d) その法人の名で訴えを起こし、及び起こされることができる。

(2) WEAの印章は、WEAが定める管理の下に置かれるものとし、かつWEAにより認められた場合を除いては使用されてはならない。

(3) すべての裁判所、判事及び司法的な役割を務める者は、

- (a) 文書上のWEAの印章の印影に司法的な注意を払わねばならず、かつ
- (b) その文書が正当に押印されたことを推定しなければならない。

第40条 WEAの構成員

WEAは、次の構成員からなる。

- (a) 議長
- (b) 少なくとも3名、かつ5名を超えないその他の構成員

第41条 WEAの構成員の任命

(1) WEAの構成員は、それぞれ所管大臣により書面をもって任命されるものとする。

(2) 所管大臣が、ある者につき、以下の(c)から(n)までの諸分野のうち少なくとも一つの分野で以下の(a)及び(b)を有していることについて納得しているものでなければ、その者はWEA構成員として任命される資格を有しない。

- (a) 相当な経験及び知識
- (b) 著しい名声
- (c) 国際通商
- (d) 国際的経済活動
- (e) 商品取引
- (f) 外国為替取引
- (g) 金融
- (h) 経済学
- (i) 規制
- (j) 公共政策
- (k) 商業
- (l) 法律
- (m) 穀物生産
- (n) 穀物取扱

(3) WEAの構成員は、非常勤ベースでその職に就く。

第42条 WEAの構成員の任期

WEAの構成員は、任命の文書に明記された期間その職に就く。その期間は5年を超えてはならない。

第43条 WEA議長代理

(1) 所管大臣は、以下の(a)又は(b)の場合、WEA議長を代理する者を任命することができる

- (a) WEA議長の職の空席の期間（その職の任命が以前にあったかどうかを問わない。）
- (b) WEA議長が以下の(i)又は(ii)の場合、その期間の一部又は全部
 - (i) その職務を離れ、又はオーストラリアを離れている場合
 - (ii) いかなる理由であれ、その職を遂行することができない場合

(2) WEAの構成員として任命される資格を有しない者は、WEA議長代理として任命される資

格を有しない。

有効化

- (3) 任命に基づき行為を為したと主張する者により、又は関連して行われたことは、たんに以下のいずれかの理由で無効とされるわけではない。
- (a) その任命の理由が生じなかったこと
 - (b) その任命に関連して欠陥又は不正があったこと
 - (c) その任命が効力をもたなくなったこと
 - (d) 代理する理由が生じなかったか、又はなくなったこと

第3部—WEAの構成員に対する契約条件

第44条 報酬

- (1) WEAの構成員は、報酬審判所によって決定された報酬を支払われるものとする。その審判所によるその報酬の決定で施行中のものがない場合は、規則で定める報酬を支払われるものとする。
- (2) WEAの構成員は、規則で定める手当を支払われるものとする。
- (3) この条は、1973年報酬審判所法に従い効力を有する。

第45条 所管大臣への利益の開示

WEAの構成員は、所管大臣に対し、金銭その他の方法であれ、構成員が所有し、又は取得し、かつ構成員の機能の遂行と相反する、又は相反する可能性があるすべての利益についての、文書による通知を提出しなければならない。

第46条 WEAへの利益の開示

- (1) 金銭その他の方法であれ、WEAにより問題と考えられている、又は考えられようとしている利益を有するWEAの構成員は、その利益の性質をWEAの会議で開示しなければならない。
- (2) その開示は、問題となる事実がWEA構成員の知るところとなった後できる限り速やかに

なされなければならない。

- (3) その開示はWEAの会議の会議録に記録されなければならない。
- (4) WEAがそうでないと裁決しない限り、そのWEA構成員は、
- (a) その問題についてのWEAによるいかなる審議の間も出席してはならず、かつ
 - (b) その問題に関し、WEAのいかなる決定にも参加してはならない。
- (5) 前項に基づき裁決しようとする場合においては、そのWEA構成員は、
- (a) その裁決を行うための、WEAのいかなる審議の間も出席してはならず、かつ
 - (b) その裁決を行うことに参加してはならない。
- (6) 第(4)項に基づく裁決は、WEAの会議の会議録に記録されなければならない。

第47条 休職

- (1) 所管大臣は、大臣の定める報酬その他に従って契約条件で、WEA議長に休職を認めることができる。
- (2) WEA議長は、WEA議長の定める契約条件で、他のWEA構成員に休職を認めることができる。

第48条 辞職

- (1) WEAの構成員は、所管大臣に文書による辞表を提出することによって辞職することができる。
- (2) 辞職は、所管大臣により受理された日に、又はより遅い日が辞表に明記されている場合は、その遅い日に効力を生じる。

第49条 解職

- (1) 所管大臣は、不正行為又は肉体的若しくは精神的不適格のために、WEA構成員を解職することができる。
- (2) 所管大臣は、WEA構成員が以下の(a)から(b)までのいずれかに該当する場合は、そのWEAの構成員を解職することができる。
- (a) そのWEAの構成員が次のいずれかに該当

する場合

- (i) 破産
 - (ii) 法律の恩恵を受けるための、破産又は返済不能債務の救済の申請
 - (iii) 債権者との和解
 - (iv) 債権者に対する報酬の譲渡
- (b) 構成員が正当な理由なく第45条又は第46条の規定を遵守できない場合
- (c) 構成員が、休職の場合を除き、WEAの会議を連続して3回欠席した場合

第50条 その他の契約条件

WEAの構成員は、この法律によって取り扱われていない事項に関しては、所管大臣が定める契約条件で職に就く。

第4部－WEAによる決定

第51条 会議の開催

- (1) WEAは、その機能を遂行するために必要な会議を開催するものとする。
- (2) WEA議長は、いつでも会議を招集することができる。

第52条 会議の主宰

- (1) WEA議長は、出席しているすべての会議で主宰する。
- (2) WEA議長が会議に出席していない場合は、出席しているWEA構成員は、そのうちの一人に主宰するよう指名しなければならない。

第53条 定足数

WEAの会議では、3名のWEA構成員が定足数となる。

第54条 会議での票決等

- (1) WEAの会議では、提案は、出席し、かつ投票したWEA構成員の投票の多数によって決定される。
- (2) 会議を主宰する者は、通常の票を持ち、可否同数の場合は、決定票も持つ。

第55条 会議の運営

WEAは、この部の規定に従い、WEAが適当と考えるWEAの会議での手続きを定めることができる。

第56条 会議録

WEAは、その会議の会議録を作成しなければならない。

第5部－委任

第57条 WEAによる委任

- (1) WEAは、文書により、その機能及び権限の一部又は全部を次の者に委任することができる。
- (a) WEA構成員
 - (b) 以下の者
 - (i) WEA職員の構成員
 - (ii) ^(注11) SES職員又はSES職員代理
- (2) 前項は、第8条又は第69条(2)(c)の規定により与えられる権限には適用されない。
- (3) 委任を受けた者は、文書によるWEAのいかなる指示も遵守しなければならない。

第6部－WEA特別会計

第58条 WEA特別会計

- (1) Wheat Exports Australia特別会計はこの条の規定により設置される。
- (2) WEA特別会計は、1997年財政運営及び説明責任法^(注12)における特別会計である。

第59条 WEA特別会計への与信額

- (1) 国が受領した小麦輸出賦課金の額に等しい額がWEA特別会計の貸方に記入されるものとする。
- (2) 第10条にいう手数料として受領された額に等しい額がWEA特別会計の貸方に記入されるものとする。

第60条 WEA特別会計の用途

WEA特別会計の用途は次のとおりである。

- (a) WEAの運営に関連して生じた費用、経費
その他の債務の支払又は返済
- (b) WEA構成員の報酬及び手当の支払
- (c) WEA職員に関しては、報酬その他の雇用
関連費用及び経費の支払
- (d) 第26条の規定に基づく補償の支払
- (e) 第31条(6)の規定に基づく認可小麦輸出業
者への償還

第7部－WEAの職員等

第61条 職員

- (1) WEAの職員は、1999年公務員法^(注13)に基づき従
事する者でなければならない。
- (2) 1999年公務員法においては、
 - (a) WEA議長及びWEAの職員は、ともに法定
の機関を構成し、及び
 - (b) WEA議長はその法定機関の長である。

第62条 WEAを援助する者

WEAは、その職務が、その機能の遂行に関連してWEAに役立てられるようになっている次の者の支援を受けることができる。

- (a) 省庁の公務員（1999年公務員法の趣旨内
で）
- (b) 国営公社の職員

第8部－計画及び報告の義務

第63条 組織の計画

- (1) WEAは、3年の期間ごとに少なくとも一度
組織の計画を作成し、及びそれを所管大臣に提
出しなければならない。
- (2) その計画は、3年の期間をカバーしなければ
ならない。
- (3) その計画は、次の事項の詳細を含めなければ
ならない。
 - (a) WEAの目標
 - (b) その目標を達成するためにWEAが従うべ

き戦略及び方策

- (c) その他所管大臣が要求する事項
- (4) WEA議長は、以下の事項について緊密に所
管大臣に知らせなければならない。
 - (a) その計画に対する変更
 - (b) WEAがその計画に示した目標の達成に著
しく影響を与えるおそれがある事項
- (5) 所管大臣は、WEA議長に、ある事項が第(3)
項(c)又は前項(b)に含まれるかどうかの決定に
あたってWEA議長により使用されるべき文書
によるガイドラインを提示することができる。
- (6) 前項に基づき提示されるガイドラインは制
定法的文書ではない。
- (7) WEAは、最初の組織の計画がこの条の規定
の施行後12か月内に作成されることを保証し
なければならない。

第64条 年次報告

WEAは、各会計年度が終わった後、実行可能
な限り速やかに、その年度中の運営に関する報告
を作成し、及び議会への提出のために所管大臣に
提出しなければならない。

第65条 生産者のための報告

- (1) WEAは、マーケティング年度ごとに、その
年度中の小麦輸出認可スキームの運営に関し
て、生産者のための報告を作成し、かつ公表し
なければならない。
- (2) WEAは、あるマーケティング年度の報告を
次のマーケティング年度の12月31日以前に公
表しなければならない。
- (3) この条の規定は、2007年10月1日に始まっ
たマーケティング年度には適用しない。

第9部－その他の事項

第66条 WEA議長は一定の事項についてはWEA による監督を受けない

念のため、WEA議長は、WEAに関し、次の法
律に基づくWEA議長の機能の遂行又は権限の行

使に関しては、WEAの監督を受けない。

- (a) 1997年財政運営及び説明責任法
- (b) 1999年公務員法

第6編－決定の見直し

第67条 簡単なあらまし

次に掲げるものはこの編の簡単なあらましである。

小麦輸出認可スキームに基づくWEAの決定は、WEAによる内部的な再審議の手続きの後、行政控訴審判所による審査を受けることができる。

第68条 決定はWEAの再審議を受けることができる

小麦輸出認可スキームに基づきWEAによってなされた決定の再審議を求めてWEAに申立てを行うことができる。

第69条 決定の再審議の申立て

- (1) 第68条にいうのと同種の決定によって影響を受けた者で、その決定に不服のあるものは、WEAに対し、WEAがその決定を再審議することを申し立てることができる。
- (2) 申立ては、次の要件を備えていなければならない。
 - (a) 文書によるもので、WEAにより承認された様式であること
 - (b) 申立ての理由を述べていること
 - (c) WEAにより制定される命令に明記された手数料（もしあれば）を添えていること
- (3) 申立ては、次のいずれかの期間内になさなければならない。
 - (a) 申立者が決定を知った後28日内
 - (b) 28日の期間の終了前又は後にWEAが申立てをすることができる期間を延長した場合は、その延長した期間内

- (4) 承認された申立ての様式は、司法手続き外誓約により申立書における陳述の真実性の宣言を規定することができる。
- (5) 第(2)項(c)の規定に基づく手数料は、課税額に達するほどのものであってはならない。

第70条 WEAによる再審議

- (1) 申立てを受理したときは、WEAは、
 - (a) 決定を再審議し、かつ
 - (b) 決定を認容し、変更し、又は取り消さなければならない。
- (2) 決定を再審議する際には、申立人が提供する情報が以下いずれかの場合に該当しないならば、WEAはその情報を斟酌してはならない。
 - (a) WEAがその決定を行った時、WEAはその情報を利用できた場合
 - (b) 特別な事情があることにWEAが納得している場合
- (3) 決定の再審議についてのWEAの裁決は、原決定がなされた小麦輸出認可スキームの規定に基づきなされたかのように、効力を有する。
- (4) WEAは、申立者に対し、再審議の裁決を述べた、文書による通知を交付しなければならない。
- (5) 再審議の裁決の後28日以内に、WEAは、申立者に対し、裁決の理由を述べた文書による声明を交付しなければならない。

第71条 再審議の期限

- (1) WEAは、再審議の申立ての受理後30日以内に決定の再審議の裁決をしなければならない。
- (2) WEAが30日の期間の終了前に申立者に再審議の裁決を通知しなかった場合は、WEAは、この編の規定においては、決定を容認する裁決を行ったものと解釈される。

第72条 行政控訴審判所による審査

WEAが第70条の規定に基づき決定を認容し、又は変更した場合は、第68条にいうのと同種の決定の審査をするために行政控訴審判所に申し立てることができる。

第7編－秘密情報の保護

第73条 保護を受ける秘密情報

この法律においては、(a)に該当する情報で、かつ(b)にも該当するものは、保護を受ける秘密情報である。

- (a) 次のいずれかに該当する場合
- (i) その情報が、小麦輸出認可スキームに基づきWEAに対しなされた申請の中で、又はそれに関連して提供されており、報告に含まれており、かつその申請をした者がその情報は営業秘密情報であると主張する場合
 - (ii) その情報が、小麦輸出認可スキームに基づきWEAに提供された報告に含まれており、かつその報告を提供した者がその情報は営業秘密情報であると主張する場合
 - (iii) その情報が第25条第(2)項又は第29条第(2)項に基づきWEAに提供され、かつその情報を提供した者がそれは営業秘密情報であると主張する場合
 - (iv) その情報が第25条第(2)項又は第29条第(2)項に基づきWEAに提出された文書又は写しに含まれており、かつその文書又は写しを提出した者がその情報は営業秘密情報であると主張する場合
 - (v) その情報が第30条第(2)項に基づきWEAに提供された報告に含まれており、かつその報告を提供した者がその情報は営業秘密情報であると主張する場合
 - (vi) その情報が、第31条第(1)項(d)に基づきWEAに提供された報告の写しに含まれており、かつその報告の対象である者がその情報は営業秘密情報であると主張する場合
- (b) その情報の開示が、次のいずれかの結果をもたらすことが合理的に予期しうる場合
- (i) その者に対する経済的損失又は損害の

発生

- (ii) その者が法人であるときは、関連法人に対する経済的損失又は損害の発生
- (iii) その者の競争者の直接的な利益の享受
- (iv) その者が法人であるときは、関連法人の競争者の直接的な利益の享受

第74条 秘密情報の保護

- (1) この条は、以下に掲げる者（以下「受託公務員」という。）が保護された秘密情報をどのようにできるかを制限するものである。
- (a) WEAの構成員及びWEAの構成員であった者
 - (b) WEAの職員及びWEAの職員であった者
 - (c) 第62条に基づきその職務がWEAに役立てられる者及び同条に基づきその職務がWEAに役立てられた者
 - (d) 所管大臣及び所管大臣であった者
 - (e) 1984年国会議員（スタッフ）^(注14) 法第13条及び第20条に基づき所管大臣のスタッフとして雇用される者及び同法同条に基づき所管大臣のスタッフとして雇用された者
- (2) 受託公務員は、次の場合違反となる。
- (a) 保護を受ける秘密情報を入手し、かつ
 - (b) その情報を他の者に開示したとき
- 罰則：禁錮1年
- (3) 次の各号は、前項にいう禁止の例外である。
- (a) その開示が情報を提供した者の同意を得ているとき
 - (b) その開示が裁判所の命令に従うものであるとき
 - (c) その開示が、WEAの機能の遂行又は権限の行使に関し、WEAの目的のために、次のいずれかの者に対してなされているものであるとき
 - (i) WEAの構成員
 - (ii) WEAの職員
 - (iii) 第62条に基づきその職務がWEAに役立てられる者

第8編—民事制裁命令

- (d) その開示が所管大臣に対するものであるとき
- (e) その開示が第34条第(3)項から第(5)項までの規定により正当と認められているとき
- (f) その開示が、1984年国会議員（スタッフ）法第13条及び第20条に基づき所管大臣のスタッフとして雇用される者に対するものであるとき
- (g) その開示が、オーストラリア検疫検査局の^(注15)APS職員に対するもので、その者の職務に関係する目的でなされるとき
- (h) その開示が、税関吏に対するもので、その者の職務に関係する目的でなされるとき
- (i) その開示が、オーストラリア連邦警察の構成員又は特別構成員に対するもので、それらの者の職務に関係する目的でなされるとき
- (j) その開示が、州又は準州の警察の構成員に対するもので、その者の職務に関係する目的でなされるとき
- (k) その開示が、オーストラリア証券投資コミッションに対するもので、そのコミッションの機能又は権限に関係する目的でなされるとき
- (l) その開示が、Australian Prudential Regulation Authorityに対するもので、その機能又は権限に関係する目的でなされるとき
- (m) その開示が、徴税コミッショナーに対するもので、その機能又は権限に関係する目的でなされるとき
- (n) その開示が、ACCCに対するもので、その機能又は権限に関係する目的でなされるとき
- (o) その開示が、所定の機関に対するもので、その機能又は権限に関係する目的でなされるとき

第75条 簡単なあらし

次に掲げるものは、この編の簡単なあらしである。

民事制裁規定の違反に対しては、制裁金が支払われるべきである。

第76条 民事制裁命令

- (1) ある者が民事制裁規定に違反したことに付いて連邦裁判所が納得している場合は、連邦裁判所は、その者に国に対して制裁金を支払うことを命じることができる。

- (2) 前項に基づく命令は民事制裁命令という。

制裁金額の決定

- (3) 制裁金を決定するにあたっては、連邦裁判所は、次のいずれをも含み、すべての関係する事項を顧慮しなければならない。
 - (a) その違反の性質及び程度
 - (b) その違反の結果として被った損失又は損害の性質及び程度
 - (c) その違反が発生した状況
 - (d) その者が、この法律又は1901年関税法に基づく法的手続きにおいて類似の行為に関与したと以前にも裁判所によって認定されたことがあるかどうか
- (4) 第(1)項に基づき支払うべき制裁金は、法人にあっては、次のいずれかの場合に応じて定める額を超えてはならない。
 - (a) 第7条第(1)項又は第(4)項の違反の場合—それぞれの違反に対して3,000罰金単位
 - (b) 次に掲げる規定の違反の場合—それぞれの違反に対して1,500罰金単位
 - (i) 第18条第(3)項
 - (ii) 第18条第(4)項
 - (iii) 第25条第(5)項
 - (iv) 第25条第(6)項
 - (v) 第31条第(7)項
 - (vi) 第31条第(8)項

- (c) 次に掲げる規定の違反の場合—それぞれの違反に対して1,000罰金単位
- (i) 第18条第(1)項又は第(2)項
- (ii) 第21条第(6)項又は第(7)項
- (5) 第(1)項に基づき支払うべき制裁金は、法人以外の者にあつては、次のいずれかの場合に依りて定める額を超えてはならない。
- (a) 第7条第(1)項又は第(4)項の違反の場合—それぞれの違反に対して600罰金単位
- (b) 第18条第(4)項、第25条第(6)項又は第31条第(8)項の違反の場合—それぞれの違反に対して300罰金単位
- (c) 第18条第(2)項又は第21条第(7)項の違反の場合—それぞれの違反に対して200罰金単位
- 制裁の民事強制*
- (6) 制裁金は、国に支払うべき民事上の負債である。国は、民事制裁命令を、その者により支払われるべき負債を回復するためにその者に対する民事訴訟でなされた命令であるかのように、強制することができる。その命令に起因する負債は、判決による債務であるとみなされる。

第77条 民事制裁命令を求めることができる者

- (1) WEAのみが民事制裁命令を申し立てることができる。
- (2) 前項の規定は、1983年公訴局長官法^(註16)の効力を排除しない。

第78条 2つ以上の事件を同時に審理することができる

連邦裁判所は、民事制裁命令を求める事件について、2つ以上の事件を同時に審理すべきことを命じることができる。

第79条 命令申立ての期限

民事制裁命令を求める法的手続きは、違反の後6年までに開始することができる。

第80条 民事制裁命令に対する民事の証拠及び訴訟手続き規則

連邦裁判所は、民事制裁命令を求める事件の審

理にあつては、民事のための証拠及び訴訟手続き規則を適用しなければならない。

第81条 刑事手続きに引き続く民事手続き

連邦裁判所は、ある者が違反を構成する行為と実質的に同一である行為によって構成される犯罪につき有罪と決定された場合は、民事制裁規定の違反をもって、その者に対し民事制裁命令を発してはならない。

第82条 民事手続き中の刑事手続き

- (1) 民事制裁規定違反をもってある者に対して民事制裁命令を求める手続きは、次のいずれにも該当する場合には停止される。
- (a) その者に対しある犯罪をもって刑事手続きが開始され、又は既に開始された場合
- (b) その犯罪が、違反を構成すると申し立てられている行為と実質的に同一である行為によって構成されている場合
- (2) その命令を求める手続きは、その者がその犯罪につき有罪と決定されない場合は、再開することができる。その場合を除き、その命令を求める手続きは取り下げられる。

第83条 民事手続きに引き続く刑事手続き

刑事手続きは、民事制裁命令がある者に対し発せられたか否かを問わず、その者に対し民事制裁規定の違反を構成する行為と実質的に同一である行為につき、開始することができる。

第84条 民事制裁命令を求める手続きで提供された証拠は刑事手続きでは採用されない

ある者によって提供された証拠である情報又は提供された証拠である文書は、次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合は、その者に対する刑事手続きにおいて証拠として採用しえない。

- (a) その者が、民事制裁規定の違反につきその者に対する民事制裁命令を求める手続きにおいて既にその証拠を提供し、又はその文書を提出していた場合(その命令が発せられたか否かは問わない。)
- (b) その犯罪を構成すると申し立てられてい

る行為が、その違反を構成すると主張されている行為と実質的に同一である場合

ただし、これは、その民事制裁命令を求める手続きにおいてその者により提供された虚偽の証拠に関しては、刑事手続きに適用しない。

第85条 事実の錯誤

(1) ある者が以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合は、その者は、民事制裁規定の違反につきその者に対し民事制裁命令が発せられる責任を免れる。

(a) その違反を構成する行為の時又はその前に、その者が

(i) 事実が存在するかどうかに注意を払いかつ

(ii) その事実について、誤っているが相応な信念の下にあった。

(b) もし、その事実が存在したならば、その行為は民事制裁規定の違反を構成しなかったであろう。

(2) 前項においては、ある者が以下の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合は、その者は、事実が存在するかどうかに注意を払ったとみなすことができる。

(a) その者が、先立つ機会に、その機会の周囲の状況において、その事実が存在するかどうかに注意を払った。

(b) その者が、目下の機会の周囲の状況が先立つ機会の周囲の状況と同一、又は実質的に同一であると誠実かつ相応に信じた。

(3) 民事制裁命令を求める手続きにおいて第(1)項及び前項を援用しようとする者は、そのことに関して挙証責任を負う。

第86条 精神状態

範囲

(1) この条の規定は、次の規定のいずれかの違反につきある者に対する民事制裁命令を求める手続きに適用する。

(a) 第7条第(1)項

(b) 第18条第(1)項

(c) 第18条第(3)項

(d) 第21条第(6)項

(e) 第25条第(5)項

(f) 第31条第(7)項

精神状態

(2) その手続きにおいては、以下のいずれも立証する必要はない。

(a) その者の意図

(b) その者の認識

(c) その者の未必の故意

(d) その者の過失

(e) その者のその他の精神状態

(3) 前項の規定は、前条の規定の実施には影響を与えない。

第9編—雑則

第87条 情報の共有

オーストラリア検疫検査局

(1) オーストラリア検疫検査局のAPS職員は、WEAに対し、その機能と権限に係る情報を提供することができる。

税関

(2) 税関吏は、WEAに対し、その機能と権限に係る情報を提供することができる。

第88条 財産の取得に対する補償

(1) 以下のものの実施に伴い、正当な条件とは異なっている者から財産を取得することになった場合は、国は相当な額の補償をその者に支払う責任を負う。

(a) この法律

(b) 小麦輸出認可スキーム

(2) 国及びその者が補償の額について一致をみない場合は、その者は、裁判所が決定する正当な補償額の国からの回復を求めて、管轄権を有する裁判所に訴えを起こすことができる。

(3) この条では、
「財産の取得」とは、憲法第51条第(xxxi)号の規定における意味と同一の意味を有する。

「正当な条件」とは、憲法第51条第(xxx)号の規定における意味と同一の意味を有する。

第89条 法律の見直し等

(1) 2011年1月1日より前に、生産性コミッション^(注17)は、以下のものに関し、所管大臣によって生産性コミッションに交付される書面の通知に示された事項の見直しの遂行を開始しなければならない。

(a) この法律

(b) 小麦輸出認可スキーム

(2) 所管大臣は、前項に基づく通知は次の事項、すなわち、以下のものの実施のコスト及び利益を示すことを保証しなければならない。

(a) この法律

(b) 小麦輸出認可スキーム

(3) 第(1)項に基づく通知は制定法的文書ではない。

報告

(4) 生産性コミッションは、

(a) 第(1)項に基づく見直しの報告を作成し、かつ

(b) その報告を所管大臣に交付しなければならない。

(5) 所管大臣は、その報告の受領後、それぞれの院の15開会日以内に、国会の各院にその報告書の写しを提出させなければならない。

第90条 規則

総督は、次の事項を定める規則を制定することができる。

(a) この法律により、定めることを求められる、又は許される事項

(b) この法律を実施し、又は実効あらしめるた

めに、定めることが必要な、又は都合が良い事項

注

*インターネット情報はすべて2008年5月31日現在である。

(1) テキストは、The Parliament of the Commonwealth of Australia. “Wheat Export Marketing Bill 2008” http://parlinfoweb.aph.gov.au/piweb/view_document.aspx?ID=2931&TABLE=BILLS(last accessed:2008.5.31)

(2) Australian Competition and Consumer Commission

(3) Trade Practices Act 1974

(4) Corporations Act 2001

(5) 1罰金単位は、現在110オーストラリアドルに相当する額である。1オーストラリアドルは約104円である(2008年5月末現在)。

(6) Crimes Act 1914

(7) Charter of the United Nations Act 1945

(8) Customs Act 1901

(9) Primary Industries (Customs) Charges Regulation 2000

(10) Primary Industries Levies and Charges Collection Act 1991

(11) Senior Executive Service. Public Service Act 1999

(12) Financial Management and Accountability Act 1997

(13) Public Service Act 1999

(14) Members of Parliament (staff) Act 1984

(15) Australian Public Service. Public Service Act 1999

(16) Director of Public Prosecutions Act 1983

(17) Productivity Commission